

第 88 回 草津市障害児(者)自立支援協議会 定例会議 (令和 5 年度)

日時:令和5年7月20日(木)午前 9:30~11:30

場所:草津市役所8階 大会議室

開会

1. 前回(6月2日:全体会議)のアンケート)

2. 活動報告

- ①基幹相談支援センター
- ②相談支援部会
- ③子ども支援部会(資料なし)

3. 地域アドボケーター(地域相談支援員)について

4. 湖南圏域のサービス調整会議の活動報告(資料なし)

- (1)進路部会(高等部卒業後の進路状況等の検討)
- (2)進路部会作業部会(通所系サービスとニーズとの充足状況の検討)
- (3)湖南地域行動障害支援ネット(支援の状況の共有やよりより支援の研修会の開催)
- (4)重度障害者部会(今年度から二つの検討チームが開始)
(施設整備検討チーム/重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム)
- (5)地域生活支援拠点等の整備に係るプロジェクト会議

5. 令和 5 年度「第 3 次草津市障害者計画」「第 7 期草津市障害福祉計画」「第 3 期草津市障害児福祉計画」見直しに係る自立支援協議会からの地域ニーズの集約の取り組み(意見書様式)

6. 新規事業所・構成団体や機関の活動予定

7. テーマ 『連携強化・新しいセーフティーネットについて』

- (1)「草津市重層的支援体制整備事業」
草津市人とくらしのサポートセンター 安土知央氏
- (2)「精神保健福祉法改正と精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」
草津保健所(南部健康福祉事務所) 有村祐亮氏

(今後の開催案内)

令和 5 年度 今後の草津市障害児(者)自立支援協議会の日程

- | | | |
|--|-----------|------|
| ① 令和 5 年 9 月 21 日 (木) 9:30~11:30 (定例会議) | 草津市役所 8 階 | 大会議室 |
| ② 令和 5 年 11 月 20 日 (月) 9:30~11:30 (定例会議) | 草津市役所 8 階 | 大会議室 |
| ③ 令和 6 年 1 月 18 日 (木) 9:30~11:30 (研修会) | 草津市役所 8 階 | 大会議室 |
| ④ 令和 6 年 3 月 21 日 (木) 9:30~11:30 (定例会議) | 草津市役所 8 階 | 大会議室 |

1. 自立支援協議会の各取組みの報告についての感想をお聞かせください。

聞きたい内容の報告が盛り込まれており、良かった。	22	まあまあ聞きたい内容は聞いた	11
報告が足りない		無記入	1

2. あなたの職場、団体、地域などで困っておられることや自立支援協議会で取り上げてほしい内容がありますか？

●グループホーム

- ・昨年6月に開所したグループホームです。地域とのつながりを持っていきたいと考えていますが、職員と利用者さんの確保だけでおわれてしまいました。今後つながりを持っていきたいと思えます。今年令和5年度全体会議に参加できて良かったです。少しずつ草津自立支援協議会に事業所として参加して行きたいです。
- ・グループホームの現状（草津市の障害者が入居可能な状況、利用率等）、区分によって受け入れの可否がある？など。
- ・グループホームへのご入居を希望されるものの、収入の問題や入居後の継続した生活への懸念を持っておられる方々がたくさんおられます。地域が一丸となったサポート支援が今後の大きな課題と思えます。

●災害・BCP

- ・自然災害について放デイや児発はどうされているか？児発管同士の悩みの共有の場。児発（就労前）の支援をしている事業所のつながりがどうすればできるのか。
- ・災害に関して、医療的ケア児（者）、特に呼吸器の利用者さんの電源確保に関して。入浴プロジェクトは期待しています！！

●就労

- ・障害特性コミュニケーションのむずかしい方が福祉就労でも理解がなく、問題をおこすと継続していくのがむずかしい現状。就労のむずかしさがあり本人はもちろん家族が困っておられる事例があった。
- ・障害の手帳はなく、就労経験もほとんどなく、医療とのつながりもなく、両親も亡くなり、単身生活をしている中高年の人が生活のために働かなければ・・・と思って、職員募集に応募してこられるような方です。働き始めると職員との人間関係なども難しさがあります。福祉事業所として、ゆっくり見守っていききたい気持ちとどう関わってよいか分からない難しさがあります。このような時の相談先などがあるでしょうか。

●精神障害者・引きこもり

- ・精神障害者の方の引きこもり、閉じこもりについて。対応や支援方法について。
- ・湖南圏域は、県の認証ケアマネージャーが設置されていません。行動障害のある発達障害者支援に関して「圏域・地域の中心となる人」を設置できるように湖南4市で連携・協力して行って下さい。自立支援協議会から市への働きかけをお願いします。

●放課後等デイ

- ・卒業後の居場所。放デイの者です。今までの関係が途切れないように「交流会」として、2、3か月に1度しています。補助金等があれば助かります。今は日曜日、事業所が休みの時に休日出勤でしています。自己負担食費等2,000～3,000円もらっています。

●その他

- ・介護保険と障害福祉の連携について。介護保険移行後のサービス。

- ・今回、初めて参加させていただきました。なので、今後継続して参加させていただく中で随時、挙げていこうと思います。
- ・自事業所で対応できない案件があった場合、どこにつないだらよいか、分かるものがあればありがたいです。(今回ついていました。ありがとうございます)
- ・ワンオペ育児で疲れている保護者に対する支援、サポートについて考える会議等を開催していただけたらと思います。家族支援が必要な時は、どんな資源があるかお聞きしたいです。
- ・利用者が高齢化による本人の問題。両親・家族の問題について。

3. 草津市障害児（者）自立支援協議会に対するご意見。

●課題別懇談会・部会

- ・障害児・就労・相談の会がありますが、生活の場の会もあればと思います。
- ・〇〇〇議会、〇〇〇事業所、〇〇〇センターなどたくさんの機関がありますが、もっと一般の方やなど）本当に困っている方にわかりやすく伝わるような形のものがあってほしいです。(ex:簡略な組織図や事業内容)
- ・家族会の専門委員会への参入を検討ください。
- ・生活介護事業所、強度障害者対応事業所での意見交換の場があればと思います。

●障害福祉事業

- ・地域生活拠点整備を検討している中で、具体的な問題はどんなことがあり、優先順位としてどの課題から取り組もうとしているのかを、今年度は自立支援協議会でお示し頂きたい。
- ・基幹事業（6）地域移行定着について、具体的にどのように進めていくのかお示し頂きたい。
- ・市の予算、ショートステイが大幅に低い。前年度の実績から決めたのなら、なぜ、実績が少なかったのかを精査してもらえたのか。現場ではコロナで陰性証明が必要だったり、週末の受入れ不可の事業所があって、使いたくても使えなかった現場がありました。
- ・人とくらしのサポートセンターは、生活支援課（生保）の中の係り、位置づけなのか？例えば、ゴミ屋敷であったり、地域で困ったことをしている人が、明確に障害や精神疾患の診断までいたっていない人について、センターが窓口になるのか。
- ・参加支援についてイメージがつかない。既在分野で、支援できてない当事者より、個別性が高い人だと考えていますが、どんな地域資源を開拓しようイメージしているのか教えてほしい。どんなところにネットワークを構築しようとしているのか。

●開催方法・運営の仕方

- ・参加が難しい場合もあり、オンライン会議の開催も検討してほしい。
- ・当事者の方が途中で退席されました。もう少し当事者に寄り添った会になればと思います。
- ・新規事業所さんの情報を得てよかったです。今後に活用していきたいです。
- ・新規事業所のため、湖南4市の自立支援協会の会議日程も教えて下さい。
- ・盛りだくさんの内容で、たくさんの情報ありがとうございました。
- ・特にありませんが、定例会議の予定が木曜日が多く、都合が悪く出席が難しいです。すみません。

●人材育成

- ・4市と共同ではなく、草津市単独でやっていくのであれば、障害者支援ケアマネージャーの養成研修の受講者を推薦いただき、人材育成とその方が活動できる体制づくりをお願いしたい。

令和 5 年度基幹相談支援センター活動報告(4 月～6 月) 基幹相談支援センター

<p>基本事業 について</p>	<p>(1) 総合的・専門的な相談の実施 (2) 地域相談支援体制の強化の取り組みに関すること (3) 自立支援協議会の運営管理に関すること (4) 社会資源活用資源に関すること (5) 権利擁護・虐待防止に関すること (6) 地域移行・地域定着の促進の取り組みに関すること (7) 地域生活支援拠点に関すること</p>	
<p>重点事業等 にすること</p>	<p>○令和 5 年度特別支援学校卒業予定生徒の進路移行に関する会議 (4 月～5 月、草津市から通学する学校 6 校・対象 27 名) ○指定特定相談支援事業所への巡回を実施(訪問調整等) ・7 月実施予定: 10 か所 ・8 月実施予定: 5 か所 ○草津市虐待関係会議への参加: 3 回(本人・養護者フォロー関係) ○第 3 次草津市障害者計画・第 7 期草津市障害福祉計画・第 3 期草津市障害児福祉 計画策定に係る自立支援協議会(部会、懇談会等)の意見取りまとめ → 7 月末集約後、草津市へ提出予定 ○新規計画相談導入に関する受任調整 ・4 月～6 月分 28 件(内、14 事例 計画相談事業所へ移行) ○新規相談事業所への業務支援・研修 1 か所</p>	
<p>関係会議開催・参加状況(主なもの)</p>		
<p>月</p>	<p>日</p>	<p>概 要</p>
<p>4</p>	<p>19</p>	<p>相談支援部会の運営について打合せ(障害者福祉センター)</p>
	<p>20</p>	<p>草津市障害児(者)自立支援協議会 第 1 回運営会議(障害者福祉センター)</p>
<p>5</p>	<p>12</p>	<p>基幹相談支援センター・障害福祉課 定例会議(障害者福祉センター)</p>
	<p>23</p>	<p>草津地域施設連絡協議会(障害者福祉センター)</p>
	<p>26</p>	<p>湖南圏域サービス調整会議(南部合同庁舎)</p>
	<p>29</p>	<p>滋賀県障害者自立支援協議会 地域自立支援協議会・基幹相談支援センターネットワ ーク部会(キラリエ草津)</p>
<p>6</p>	<p>2</p>	<p>R5 年度草津市障害児(者)自立支援協議会全体会議(市役所 2 階特大会議室)</p>
	<p>9</p>	<p>基幹相談支援センター・障害福祉課の定例会議(障害者福祉センター)</p>
	<p>15</p>	<p>草津市障害児(者)自立支援協議会第 2 回運営会議(障害者福祉センター)</p>
	<p>16</p>	<p>湖南圏域行動障害ネット運営会議(南部福祉事務所)</p>
	<p>21</p>	<p>第 1 回相談支援部会(障害者福祉センター)</p>
	<p>23</p>	<p>令和 5 年度湖南圏域障害児・者サービス調整会議第 1 回進路部会(南部合同庁舎)</p>
	<p>27</p>	<p>基幹相談支援センター・障害福祉課の定例会議(障害者福祉センター)</p>

草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

部会・PJ名		相談支援部会	報告者	中原・事務局
部会長		中原(わかたけ)		
副部会長		熊越(ほっとココ)		
参加機関		風、歩歩、大地、わかたけ、ディフェンス、クロスロード(辻義塾)、おひさまハウス、アザレア、はたらこっと、ぽアソ、栄寛、レモネード草津、風彩、草津市発達支援センター、ほっとココ、草津市障害福祉課、基幹相談支援センター		
事務局		草津市基幹相談支援センター(白波瀬・寺嶋)		
活動報告				
今年度のねらい		<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の思いに沿った質の高いサービス等利用計画等の作成を目指し、研鑽する ●他機関との連携や相互協力が活発に行えるよう情報共有 ●地域課題の共有と検討 		
回数	開催日時	概要		参加数
第1回	令和5年 6月21日 13時30分 ～ 15時30分	<p>【テーマ】各相談支援事業所の現状の共有 他</p> <p>【会場】草津市障害者福祉センター</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援件数等の報告 9/14 事業所 ・計画相談の地域課題のまとめ ・令和5年度改正予定の第3次草津市障害者計画、第7期草津市障害福祉計画、第3期草津市障害児福祉計画の策定に向けた自立支援協議会からの地域ニーズの集約と草津市への提案(協力依頼) <p>(意見交換)</p> <p>○グループホームの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖南4市の中でもたくさんできてきた。(R4年度末の社会資源の登録では34か所、その中で日中サービス支援型の施設8か所) ・大きく分類して、日中サービス支援型と数人が1軒屋に居住し、日中活動はグループホーム以外の場所で過ごすタイプ等。しかし、利用者の入所の調整をしようとするともマッチングで入居がかなわない。 ・グループホームの経営の理念が分かりにくい現状もあり、本人や家族に説明がしにくいことにもつながる。 ・グループホーム開設の課題として人材確保が困難である場合が多い。 <p>○居宅サービス等、重度訪問介護の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徐々に重度訪問介護の事業所が増えてきている。しかし、利用者の外出支援を支援する車両のない事業所も有り、車両の確保を期待したい。 <p>○訪問先での駐車場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員とヘルパーを兼務している中で、感じることは利用者宅に駐車場スペースがなく、訪問中の支援がそわそわした支援になってしまうことがある。一事業所だけではなく、全体として近くの公共の敷地などの借用に協力して 		<p>○機関数： 17 事業所</p> <p>○欠席： 3事業所</p> <p>○参加数： 19名</p>

もらえるような取り組みができないものか？

・担当地区の民生児童委員等の連携協力も可能か。

○草津養護学校の進路移行会議の現状

・5月に高等部3年生の方の進路移行会議を終えて、本格的な体験や実習に移る。11月には一定の方向性が見えてくるので、計画相談支援事業所を「障害児」から「者」の計画相談支援事業所に移行や選定に向けた調整が始まる。養護学校と、発達支援センターを中心に調整を行い、基幹相談支援センターはバックアップを行う予定。

【相談支援事業所からの意見：各事業所の報告書から】

○身体障害者中心の支援事業所から：介護保険との関係性

・高齢期になるまで気丈に支援を最小限にして単身生活を続けている利用者のうち3名が立て続けに入院となった。50～80歳代になり介護保険制の利用を丁寧に説明して検討を重ね本人の真のニーズを探っている。 ※1

○就労継続支援A, 就労移行等の支援を中心とする事業所から： ※2

・求職活動の支援はA型では努力義務となっており、本人としても希望を伝えることへの躊躇がある。本人のことをよく理解する事業所の企業就労への後押しと伴走が期待される。

・家族の金銭困窮の中で、家族の要望で家計を負担しているケースがあった。仕事への意欲低下の裏でよくよく話を聞く中で「自分のためにお金が使えない」という家族の中の利用者の苦しい立場が見えてくる。金銭搾取の視点も踏まえて経過を見ている。

・就労系の支援が中心に見える利用者においても生活面での福祉サービスの調整の必要性の高い利用者が存在し、生活を支える計画相談の必要性を感じている。

○精神障害者支援：

・作業所の通勤費の助成についての制限の有無の確認

○障害児の相談支援事業所の抱える悩み：

・学校での過ごしについて保護者との間で特に中学校以上の場合、(様々な機関との)連携の難しさを感じる。

○緊急時の連絡先の確保：保護者の急変の予測が考慮される場合

・保護者の急変が予測される場合の緊急時、夜間、長期休暇の連絡先の確保体制、相談員の対応の仕方について悩んでいる。 ※3

○医療的ケア児の入浴や通院のサービス利用ができないケースがある。

○家庭との連携が困難な障害児の対応

		<p>・学校や市内外の事業所が連携して放課後や長期休暇を過ごす場所の確保をしている。</p> <p>○施設入所の障害児の帰省時の障害福祉サービスの利用への配慮</p> <p>・家庭への復帰を目指すために施設から帰省するときのサービスの利用をできるようにしたい。</p> <p>○サービス等利用計画書、モニタリングの適切な書き方、作成の研修の実施の希望あり。</p>	
<p>基幹相談支援センターからの意見</p>		<p>・相談支援部会では、地域課題のエピソードが見える。</p> <p>※1 高齢障害者の支援として介護保険とのケアマネジャーとの連携を深める機会を持ち、有効な情報提供、介護保険制度に適切に利用の拡大を進めるよう基幹としても取り組みを継続する。</p> <p>※2 一般就労など本人のニーズを拾い上げ、計画相談の相談員として将来を見据えたステップに繋がる計画をどのように進めていくのか。 通所先の事業所の職員と担当者会議をいかに有効に活用するのか？ 計画相談支援事業所の取り組みどころ。</p> <p>※3 まさに地域生活支援拠点整備事業の対象事例である。また、障害児の障害福祉サービスの利用の現状は、個別の現状について考慮すべき点がある。 身体の成長による親の身体的介護負担や様々な家庭状況により親の役割期待が過剰になると、親子ともに日常生活の負担が大きくなっていると思われる。</p>	

草津市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定に伴う 地域課題（地域ニーズ）把握に対する意見聴取表

・部会・懇談会名 ↓当てはまる所に○を付けてください。

（ 相談支援部会 ・子ども支援部会 ・重心懇談会 ・発達障害者支援の懇談会 ・その他 ）

・記入者 （ ）

（問1）各部会や課題別懇談会で検討されている地域課題に対する意見

⇒参考：令和4年度に取り組んだ内容：地域生活支援拠点整備、虐待防止、障害者の災害対策、相談支援事業所や相談支援専門員の確保、発達障害者への支援、課題別懇談会等

（つづき有り↓）

(問2) 現行の第2次草津市障害者計画に対する意見及び、次の第3次に向けた意見

⇒ 障害者も含めた市民全体に対する障害福祉施策の推進に対する意見

(例) 人権や尊厳、いのちや健康、安心できる日常生活、育ち、学び、遊び、地域共生社会等

(問3) ・現行の第6期草津市障害福祉計画に対する意見及び、次の第7期の計画に向けた意見

・現行の第2期草津市障害児福祉計画に対する意見及び、第3期の計画に向けた意見

⇒⇒ 障害福祉サービス・児童福祉法によるサービス等の数値目標や確保策に対する意見

その他全般的な意見

ご協力ありがとうございました。追加事項等ありましたら別紙に記入いただくと幸いです。

〆切り:令和5年7月21日(金)

〈提出先・お問い合わせ先〉

草津市障害児(者)自立支援協議会
事務局・草津市基幹相談支援センター

TEL077-566-5140 fax077-569-0354

E-mail: kusatsu-kan@snow.ocn.or.jp

【担当者:白波瀬・寺嶋】

<追加事項等>

令和5年7月20日

草津市障害児(者)自立支援協議会定例会 資料

(令和5年4月26日草津市人とからしのサポートセンター運営会議 資料Iに加筆修正)

草津市重層的支援体制整備事業について

会議について

◆ 世帯支援において、情報の連携先にとどまらず相談支援部署として継続した介入や役割分担を担うことが想定される所属の所属長を「人とくらしのサポートセンター参事」として兼務配置しています。

◆ 同所属からは、連携推進員を1～2名ずつ選出いただいております。自所属が抱えている複雑化・複合化している課題がある世帯の支援について、支援の方向性の整理や役割分担等の支援者間の調整を要する場合、積極的にコーディネーターへ協議を行い、コーディネート会議の開催や社会資源の検討に協力いただきます。

【健康福祉部】 健康増進課、長寿いきがい課、障害福祉課、生活支援課

【子ども未来部】 子育て相談センター、家庭児童相談室、発達支援センター、子ども家庭・若者課

【その他】 男女共同参画センター、生活安心課（消費生活センター）、児童生徒支援課、教育研究所



<コーディネート会議>

・主催：人とくらしのサポートセンター 地域保健係（コーディネーター） ・メンバー：世帯員を支援する（今後の支援者）関係課・関係機関
・種類：本人同意がある場合は、「重層的支援会議」 本人同意がない場合は、「社会福祉法に基づく支援会議」

○世帯に起きている課題と優先順位の共有 ○世帯に起きている課題に対する目標の決定

○支援プラン策定、関係課・関係機関等の役割分担の決定 ○次回モニタリング会議の開催の有無と時期の決定 ○終結／中止の決定

<人とくらしのサポートセンター運営会議>

・主催：人とくらしのサポートセンター 地域保健係

・メンバー：検討課題・支援策に応じて、構成機関（関係課・関係機関）等を招集します

・頻度：令和5年度（定例） ① 4月26日（体制の説明） ② 7月21日（金）
（必要時） 随時

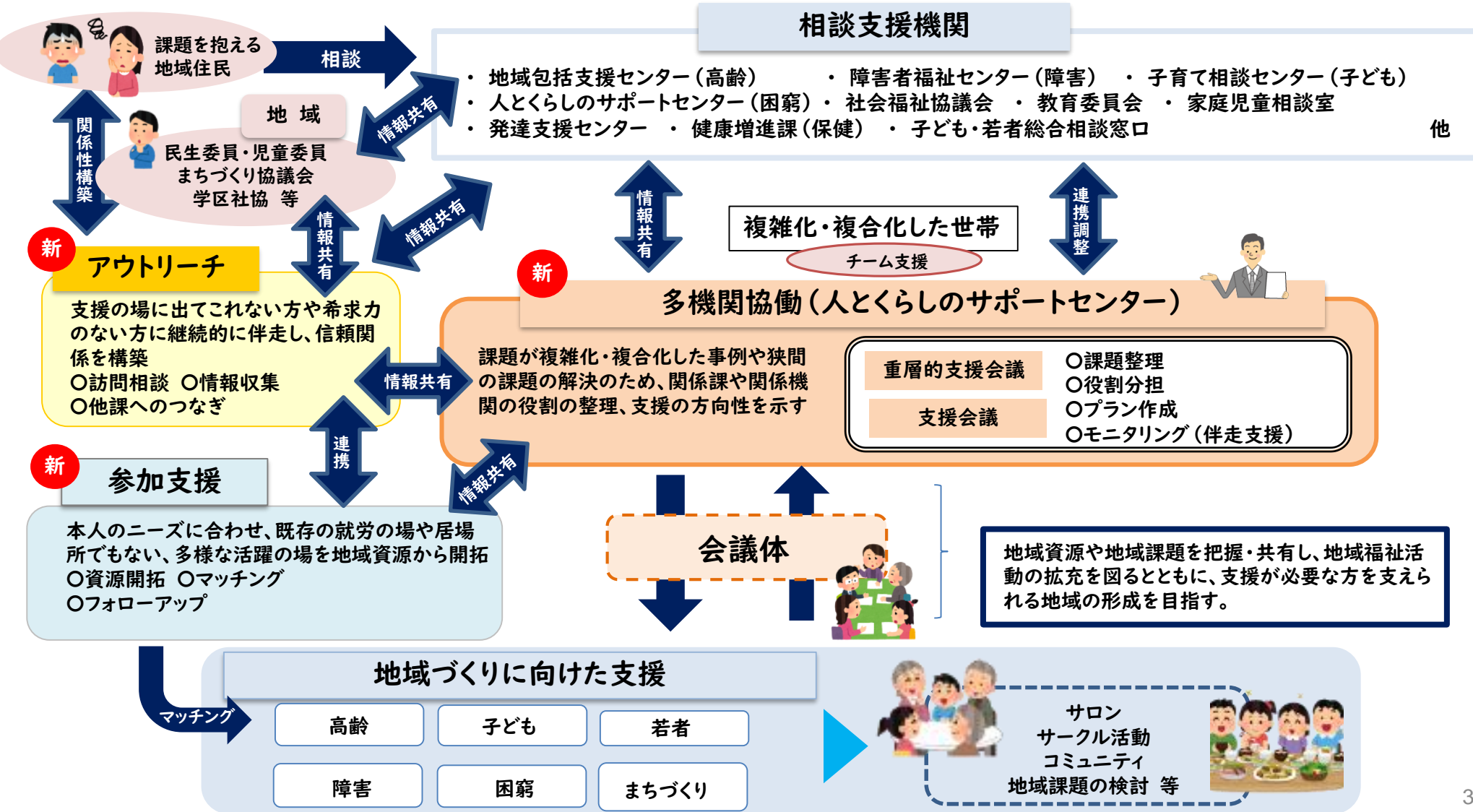
○ 世帯のコーディネート支援を通じて必要な支援策（新規・拡充・見直し等）や新たな資源開発の必要性、連携体制等に関する協議

○ 包括的支援体制の検証

○ 草津市コーディネート会議等で蓄積された不足している制度・サービスといった社会資源の開発を検討

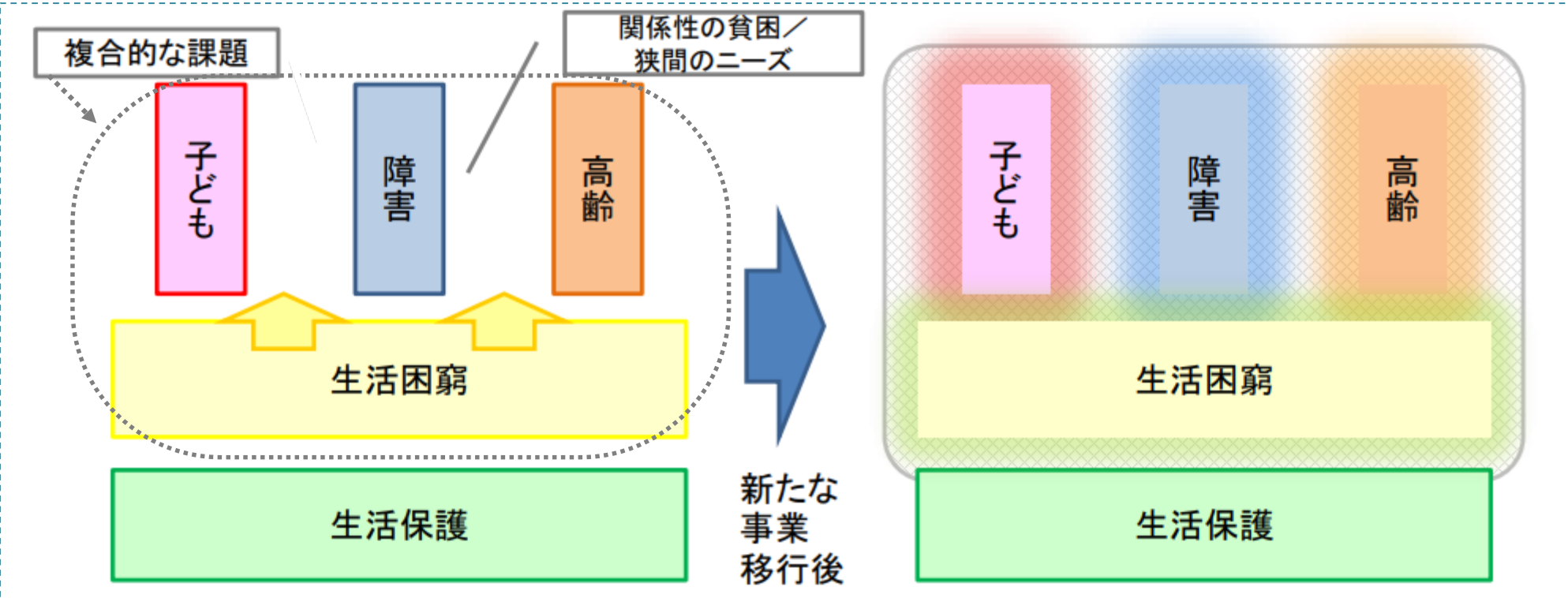
草津市重層的支援体制整備事業（イメージ図）

複雑化・複合化したケースに対し、多機関協働（人とくらしのサポートセンター）が旗振り役（総合調整役）となり関係課、関係機関で支援チームを構成し、それぞれの役割分担や支援の方向性を検討して支援を行う。また、長期的な寄り添いによる自ら支援につながる人が難しい人の関係性の構築（アウトリーチ）や就労まで行けない方のニーズに合わせた社会参加の場の拡充を一体的に実施する。



重層的支援体制整備事業の意義 ~なにが変わるのか~

なにかが大きく変わるわけではありません。
既存の支援関係機関を活かしながら重層的支援体制整備事業を活用することにより、継続的な伴走支援に必要な「多機関協働」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化したいと考えています。



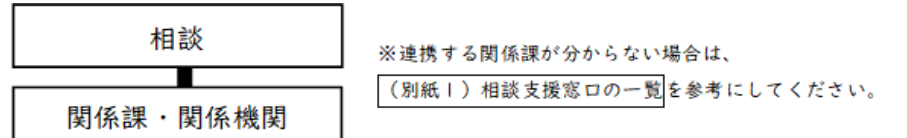
多機関協働の実施・継続により、各分野・専門職の対応力が高まり、それぞれの守備範囲が拡大していく

- 誰しものが落ちてしまわない受け皿を作ります
- 支援関係機関同士の連携を円滑にします
- 出口支援を増やします
- 包括的な体制整備のしくみへつなげます

① 多機関協働事業

- 人づくりのサポートセンターのコーディネーター（社会福祉士、保健師）は、個別支援を持たず特定の分野に偏らない第三者として世帯支援の総合調整（コーディネート）を担うことにより、支援者支援を行います。
- 複合的な課題を抱えている世帯やはざまの課題がある世帯等の支援について、支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、コーディネート会議において、各支援機関の役割分担や支援の方向性等を含め議論・検討し支援プランを策定します。会議では、各支援機関が共に考え今より一歩踏み込む姿勢により合意形成を図りながら決定することを前提とし、コーディネーターが、役割分担・支援方針等の整理・調整を行います。

スキーム 「福祉の総合相談体制マニュアル P4」



○ 人づくりのサポートセンターのコーディネーターは、個別支援を持たず特定の分野に偏らない第三者として世帯支援の総合調整（コーディネート ※1）を担うことによって、支援者支援を行います。

○ 関係課の連携推進員（※2）は、自所属が抱えている複雑化・複合化している課題がある世帯の支援について、支援の方向性の整理や役割分担等の支援者間の調整を要する場合、積極的にコーディネーターへ協議を行い、コーディネート会議の開催や社会資源の検討に協力するものとしします。

● 人とくらしのサポートセンターに相談すべきか..

● 様式1を出すべきか迷う...

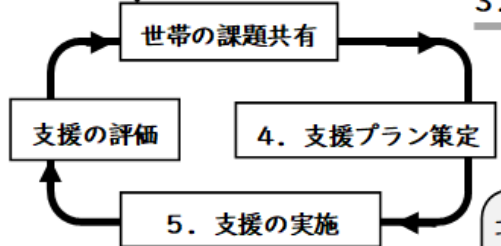
そんなときは
まずは、お気軽に電話やチャット等でご相談ください。

1. 相談の受付 **様式1** 1. つなぎシート※市が主管する関係機関の場合、予めシートの内容について主管課にも報告ください。

2. アセスメント
○コーディネーターによる、相談支援担当者等への聞き取り ○コーディネート会議の招集

招集された関係課・関係機関は、これまでの支援介入の有無に関わらず、会議への出席にご協力ください。

3. コーディネート会議（初回会議・モニタリング会議）



主催：人とくらしのサポートセンター 地域保健係
参加者：招集した関係課・関係機関の担当者
様式2 世帯支援の検討シート、3. モニタリング・評価シート
その他コーディネーターが作成する会議録により決定事項を共有

コーディネート会議への臨み方
○世帯の課題解決に向けた前向きな意見交換を心掛けてください。
○世帯支援におけるチームとなり、ともに考え、今より一歩踏み込みつながりましょう。

6. 終結
【終結の要件】 本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって関係機関の役割分担の合意形成を図ることができる。

社会資源の検討 事例の蓄積により、既存の仕組みでは解決できない課題を明らかにし、運営会議で検討する

様式1 つなぎシート

つなぎシート

■ 世帯の状況・支援方法（世帯員それぞれに必ず記入する）

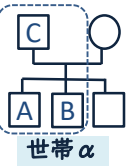
氏名	性別	年齢	職种	世帯内での役割	支援が必要な理由
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

■ ジェンダラム（世代別別記）

<担当者>
人とくらしのサポートセンター 地域保健係
077-561-6865 (内線2445~2449)
安土(社会福祉士)、黒川(保健師)、小川

制度設計に向けた昨年度の試行的な取組から・・・

複雑化・複合化した世帯のコーディネート会議（デモ）を試行実施



A:50代。精神疾患あり。B・Cのキーパーソンだが、Aの体調や気分の波により調整が難しいことが多い。A自身の特性や障害受容なく、Aへの支援者が不在となっている。
 B:50代。障害手帳所持。状態に比して、サービス量が少ない。
 C:80代。要介護状態。これまで世帯の金銭管理や家事を担っていたが加齢や認知機能の低下により役割を果たせなくなる。介護サービス利用

（様式1）つなぎシートの受理

関係課や関係機関への聞き取りとアセスメント

R4.12コーディネート会議（初回会議）

※試行会議として、庁内関係課のみを招集

- ◆ 世帯の情報共有と課題整理
- ◆ 世帯として優先的に解決すべき課題を共有
- ◆ 世帯の支援プラン（多機関協働事業における支援方針・目標）を試行作成
- ◆ 議事録を共有

R5.1 世帯員Cの急逝

予定していたコーディネート会議（モニタリング）を延期

健康状態（精神状態）が不安定なAに対して、世帯員A自身の支援者を確立し医療機関と連携した介入
 必要な支援を受けることができていない可能性が高い世帯員Bに対して、支援担当者から生活状況や望む生活、虐待のリスクを踏まえた聞き取りに

関係課や関係機関への聞き取り・アセスメント

R5.3コーディネート会議（モニタリング）

※試行会議として、庁内関係課のみを招集

- ◆ 世帯への支援経過の共有
- ◆ 世帯理解を深める
- ◆ 目標達成状況の評価および今後の支援について協議

参加メンバーからの意見等

- のりしろ（理解）のある担当者・所属とは限らず、役割分担やコーディネート会議への参加そのものについて所属の理解が得られない可能性がある。
- 会議に参加しやすい体制や会議での決定事項（支援の方向性・支援計画・役割分担等）について、所属に持ち帰った際に役割を遂行しやすい体制、所属内での抱え込みや孤立を予防する組織体制が必要。

- これまで支援者間の調整、他分野の支援者からの意見でつらい思いをしてきた。中立的な立場から、俯瞰的に支援全体を見てくれる存在はありがたい。
- 支援者からの聞き取りだけでなく、必要に応じて実際にケースをみてほしい。臨場感を感じながら支援者支援をしてもらいたい。

- やっぱり会議後に所属へ持ち帰る役割があるときに、板挟みにならないか心配。
- コミュニケーションを密にとり、支援者の想いを丁寧に踏まえて、計画の見直しや会議設定をしてもらいたい。

対応と今後に向けて

- 情報の連携先にとどまらず相談支援部署として継続した介入や役割分担を担うことが想定される所属の所属長を「人づくりのサポートセンター参事」として兼務配置。
- 上記所属からは、連携推進員（1～2名）を選出いただきました。

☞ 所属内での抱えこみや孤立を防ぎ、板挟みにならないような支援者支援の体制づくりをすすめます。

- 多機関協働事業（コーディネート会議の開催等）により、今よりも関係課・関係機関の負担が増えることがないように配慮します。
 - ✖ 何も決まらない会議
 - ✖ 押し付け合いや丸投げ

☞ 世帯支援におけるチームとなり、共に考え、一歩踏み込む姿勢により合意形成を図りながら決定していきましょう。

☞ 複雑化・複合化した世帯の課題をすぐに解決することはできませんが、世帯支援の伴走支援として、試行錯誤しながら柔軟に対応していきます。



② 参加支援事業

社会参加の場の新規開拓・マッチング

地域での住民活動や地域事業者による地域活動など、多様な活躍の場を地域資源から開拓し、既存分野で支援できていない当事者につなげる事業を創設する。

③ アウトリーチ支援事業（8月開始予定）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（ひきこもり等の人に対するアウトリーチ支援）

支援の場に出てこれない方や希求力が低い方に対して、信頼関係が構築できるようアウトリーチ（訪宅や地域の居場所等への訪問）を通じて伴走型の支援をしていく。

委託による事業展開を実施!!

草津保健所における精神障害 にも対応した地域包括ケアアシ ステムの構築に向けた取組

滋賀県草津保健所地域保健福祉係

2023年7月20日草津市障害者自立支援協議会資料

本日の内容

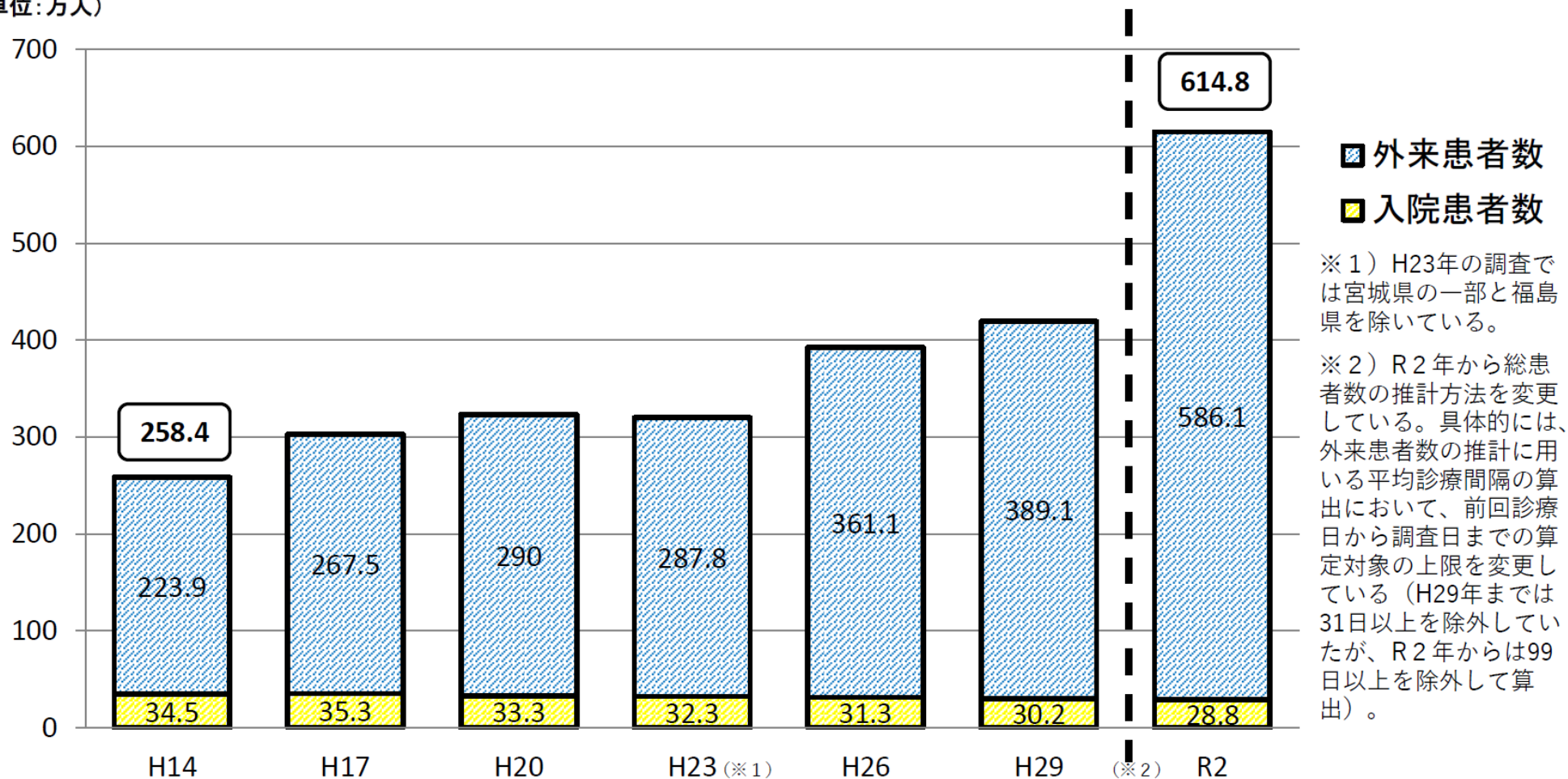
- 1 精神保健福祉の現状について
- 2 精神保健医療福祉の法制度の変遷
- 3 滋賀県の精神保健医療福祉の現状について
- 4 障害者プランと保健医療計画について
- 5 滋賀県の精神保健医療福祉施策と関連機関
- 6 湖南圏域における精神障害者の状況について
- 7 ケース紹介

1 精神保健医療福祉の現状について

精神疾患を有する総患者数の推移

- 精神疾患を有する総患者数は約614.8万人【入院：約28.8万人、外来：約586.1万人】
※ うち精神病床における入院患者数は約27.4万人
- 入院患者数は過去15年間で減少傾向（約35.3万人→28.8万人【△約6万5千人】）
一方、外来患者数は平成29年までは増加傾向

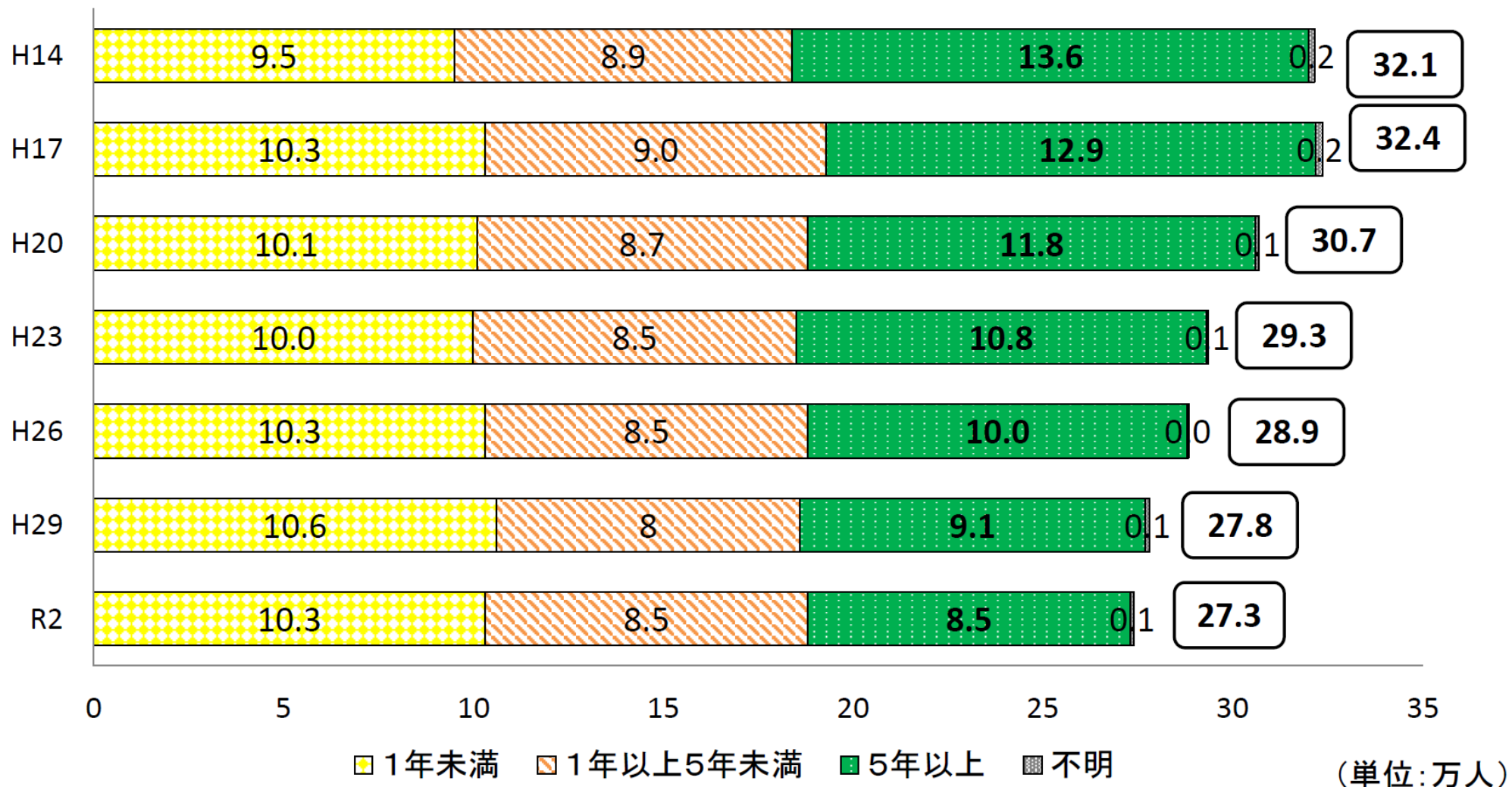
(単位:万人)



※1) H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

※2) R2年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（H29年までは31日以上を除外していたが、R2年からは99日以上を除外して算出）。

精神病床における入院患者数の推移(在院期間別内訳)



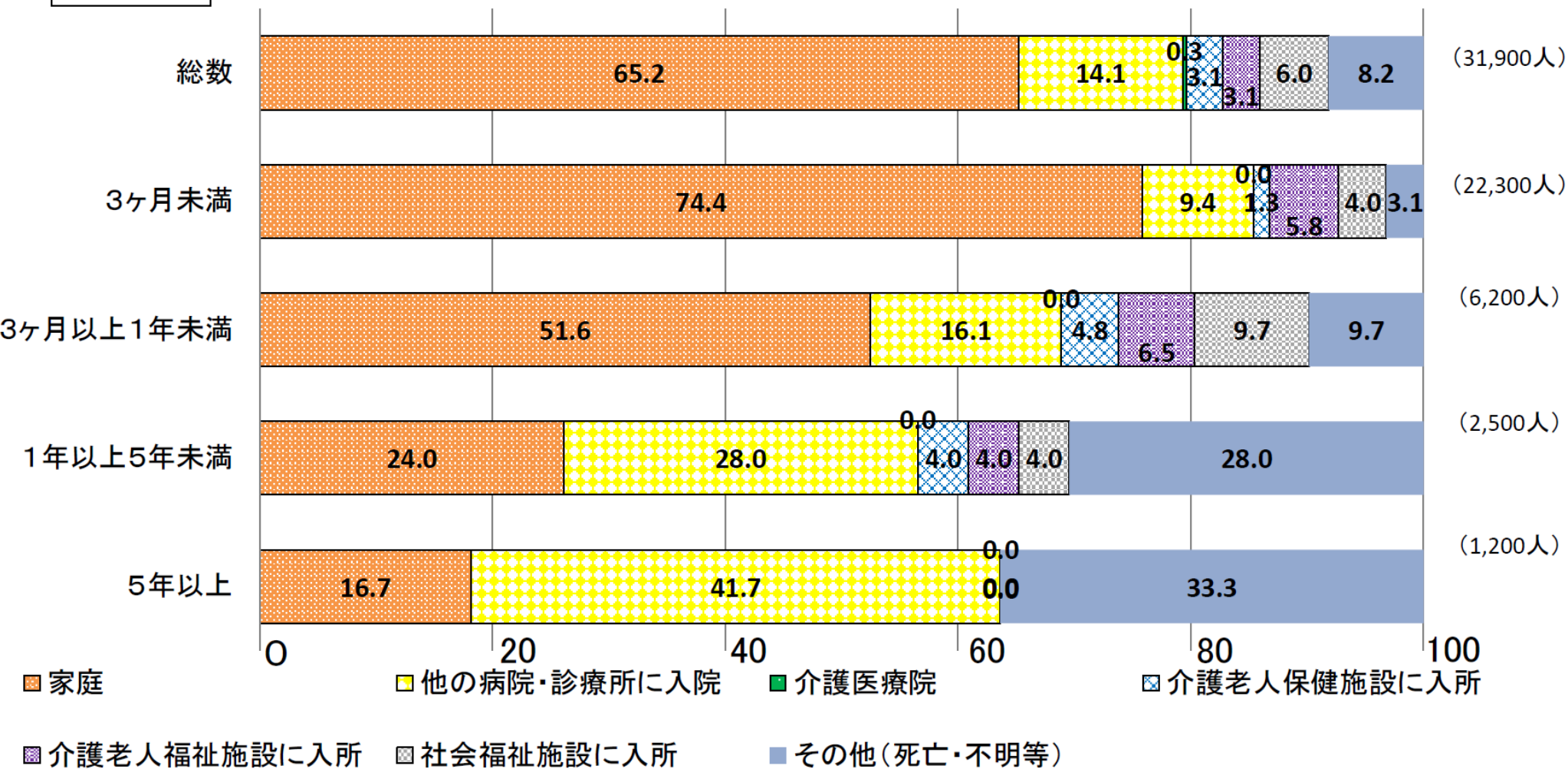
※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

資料：厚生労働省「患者調査」より作成

令和2年 精神病床退院患者の退院後の行き先

入院期間

(単位: %)



資料：厚生労働省「患者調査」より作成

2 精神保健医療福祉の法制度の変遷

精神保健福祉分野における入院等の制度改正の経緯

制度改正の概要

背景

任意入院関係

措置入院関係

医療保護入院関係

その他

精神衛生法	S25年 成立		・措置入院制度の創設	・保護義務者の同意による入院制度の創設	・一般人からの診察及び保護の申請、警察官、検察官、矯正保護施設の長の通報制度の創設
	S29年 改正				・非営利法人の設置する精神病院への国庫補助規定の創設
精神保健法	S36年 改正	ライシャワー事件(S39)			
	S40年 改正	宇都宮病院事件(S58)	※駐日アメリカ大使ライシャワーが統合失調症の少年に刺され負傷。 ・緊急措置入院制度・症状消退の届出制度の創設 ・入院措置の解除規定の新設		・入院医療費の国庫負担基準の引上げ(2分の1→10分の8) ・保健所を地域精神保健行政の第一線機関として位置づけ。訪問指導等強化。 ・精神衛生センター(現精保センター)創設
	S62年 改正		※無資格者による診察等が行われたり、看護助手らの暴行により患者が死亡。 ・任意入院制度の創設	・入院措置の解除は精神保健指定医の診察の結果に基づくことを必須化 ・「医療保護入院」に名称変更	・法の目的に「精神障害者の社会復帰の促進」を規定 ・応急入院制度創設 ・精神病院に対する報告徴収・改善命令規定新設 ・精神保健指定医制度・精神医療審査会制度の創設 ・都道府県の権限を政令市委譲
精神保健福祉法	H5年 改正	5年後見直し 障害者基本法の成立(H5)	入院時における書面による権利等(退院等請求)の告知制度の創設	病院管理者に対する定期的報告の義務付け	
	H7年 改正	地域保健法の成立(H6)			・「保護義務者」から「保護者」に名称変更(保護者の権利規定の新設等)
	H11年 改正	※大阪教育大学附属池田小学校において、措置入院歴のある加害者が小学生等を多数殺傷。 池田小事件(H13)	・措置入院・医療保護入院を行う精神病院における常勤指定医の必置化 ・告知義務の例外措置の期間を明記(4週間)		・5年ごとの研修受講を指定医の指定更新要件として規定 ・法の目的に「精神障害者の自立と社会参加の促進のための援助」を規定 ・精神医療審査会の機能強化 ・精神保健指定医の役割等の強化 ・精神病院に対する指導監督の強化 ・精神保健福祉センターの機能拡充
	H15年	医療観察法の成立 精神保健医療福祉の改革ビジョン策定(H16)	心神喪失等で重大な他害行為を行った者への継続的かつ適切な医療とその確保のために必要な観察・指導等		
	H17年 改正	障害者自立支援法の成立(H17)	・特定医師による退院制限(12時間限定)の規定の創設 ・都道府県知事による定期的報告の求めの可能化	・緊急に入院が必要となる精神障害者の移送に関する規定を創設 ・医療保護入院の要件の明確化(任意入院の状態にない旨を明記) ・保護者の義務の見直し	・精神医療審査会の委員構成の見直し ・改善命令に従わない病院管理者に関する公表制度の導入
H25年 改正 H26年	良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針策定(H25年改正で策定義務付け)			・保護者制度の廃止、家族等同意の創設 ・精神病院管理者に、退院後生活環境相談員の設置、地域援助事業者との連携、退院促進のための体制整備を義務付け	・精神医療審査会の委員構成の見直し
入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け、精神保健医療福祉関係者が目指すべき方向性を定める。					

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書(概要) (令和4年6月9日)

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制を実現するため、市町村等における相談支援体制、第8次医療計画の策定に向けた基本的な考え方、精神科病院に入院する患者への訪問相談、医療保護入院、患者の意思に基づいた退院後支援、不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組、精神病床における人員配置の充実、虐待の防止に係る取組について検討し、今後の取組について取りまとめた。

関係法令等の改正や令和6年度からの次期医療計画・障害福祉計画・介護保険事業(支援)計画の策定に向けて、次期診療報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定・介護報酬改定等の必要な財政的方策も含め、具体的な改正内容について検討を進め、その実現を可能な限り早期に図るべき。

基本的な考え方

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、病状の変化に応じ、保健、医療、障害福祉・介護、居住、就労等の多様なサービスを、身近な地域で切れ目なく受けられるようにすることが必要。

対応の方向性

精神保健に関する市町村等における相談支援体制

- 身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要。

第8次医療計画の策定に向けて

- 地域における多職種・多機関の有機的な連携体制の構築が重要。
- 各疾患等について、その特性を踏まえた医療提供体制の検討が必要。

精神科病院に入院する患者への訪問相談

- 人権擁護の観点から、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、医療機関外の者との面会交流を確保することが必要。

医療保護入院

- 安心して信頼できる入院医療が実現されるよう、以下の視点を基本とすべき。
 - ・ 入院医療を必要最小限にするための予防的取組の充実
 - ・ 医療保護入院から任意入院への移行、退院促進に向けた制度・支援の充実
 - ・ より一層の権利擁護策の充実
- 家族等同意の意義、市町村の体制整備のあり方等を勘案しながら、適切な制度のあり方を検討していくことが必要。

患者の意思に基づいた退院後支援

- 退院後支援については、津久井やまゆり園事件の再発防止策を契機とした取組ではないことを明文で規定した上で、推進に向けた方策を整理していくことが求められている。

不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組

- 安心して信頼できる入院医療を実現するには、患者の権利擁護に関する取組がより一層推進されるよう、医療現場において、精神保健福祉法に基づく適正な運用が確保されることが必要。

精神病床における人員配置の充実

- より手厚い人員配置のもとで良質な精神科医療を提供できるよう、個々の病院の規模や機能に応じた適切な職員配置の実現が求められる。

虐待の防止に係る取組

- より良質な精神科医療を提供することができるよう、虐待を起こさないことを組織風土、組織のスタンダードとして醸成していくための不断の取組が重要。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにする（ほか医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う）。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

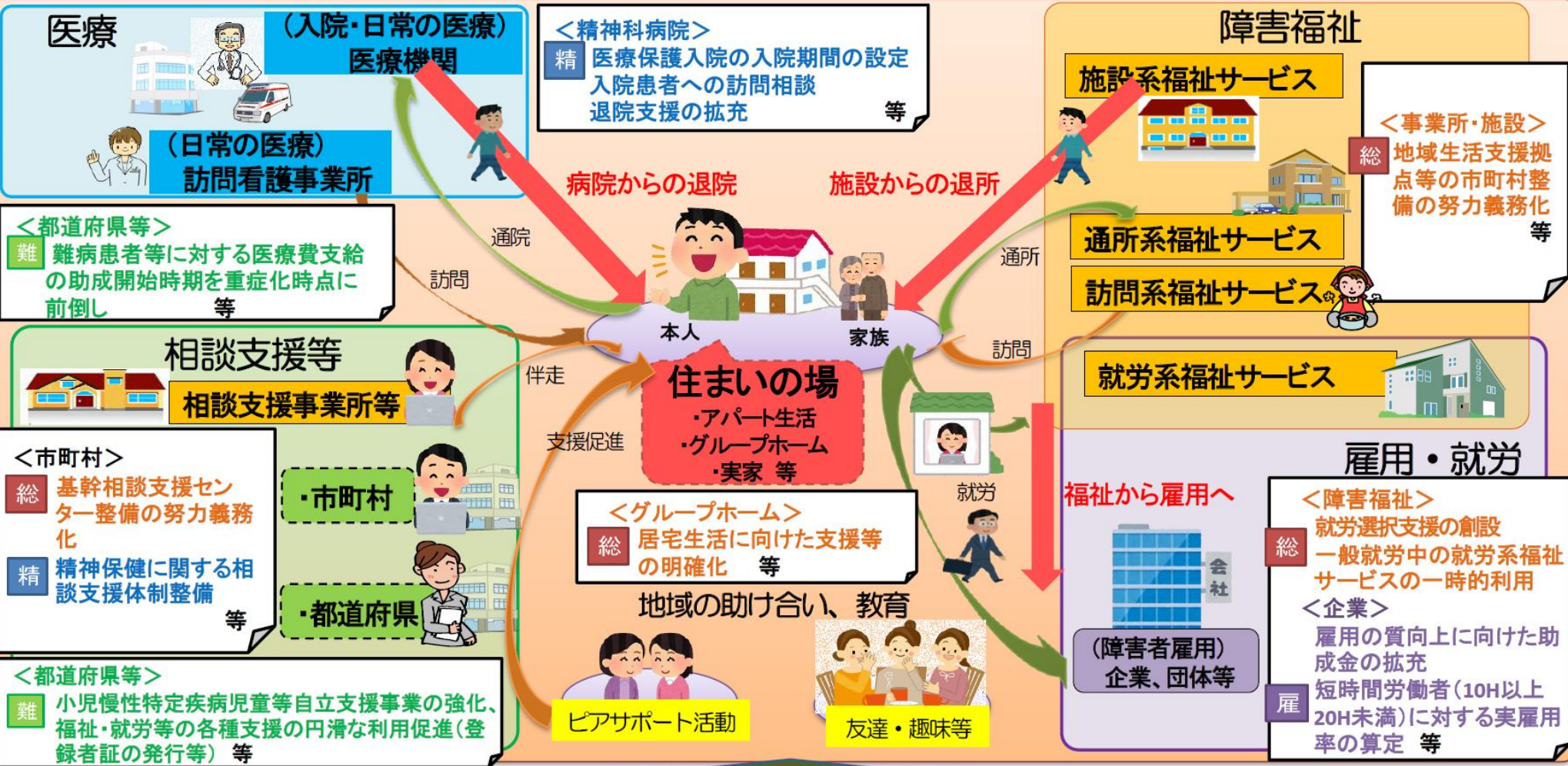
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

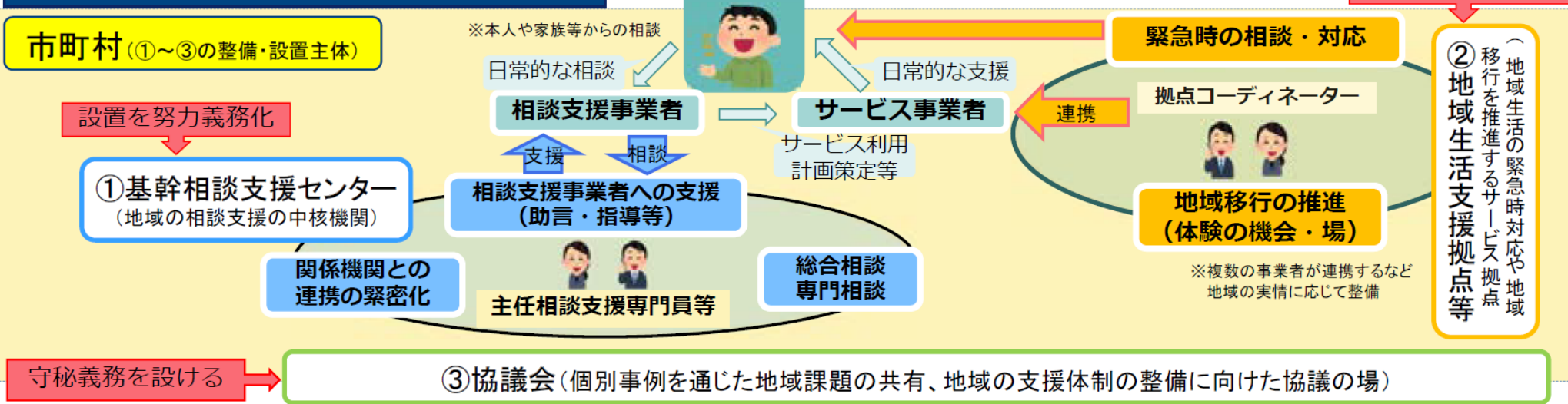
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%) 基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

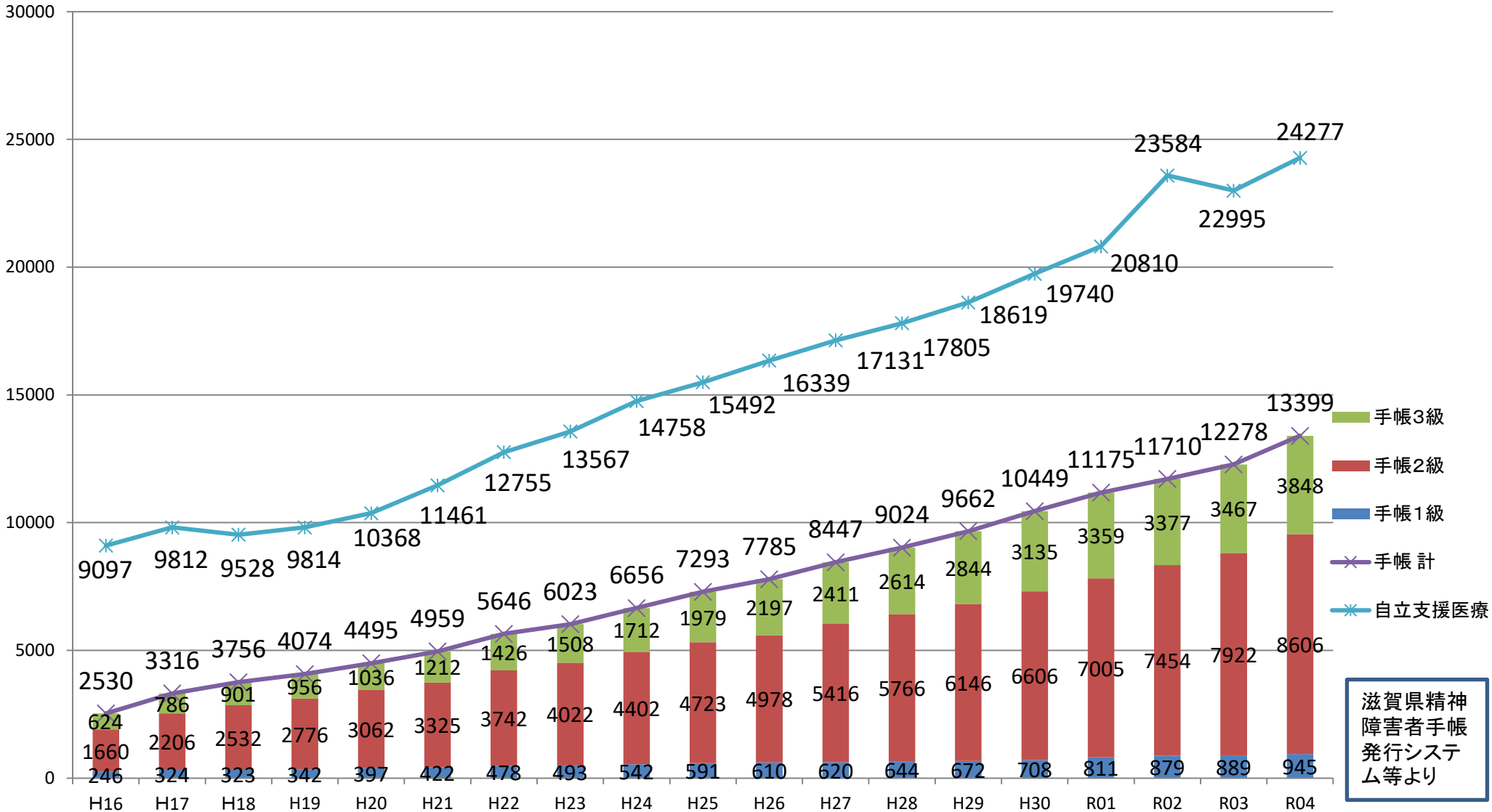
- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



3 滋賀県の精神保健医療福祉の現状について

自立支援医療費(精神通院医療)の認定および精神障害者保健福祉手帳の交付数の推移



1 県の基礎情報

滋賀県

湖西福祉圏域

精神科病院 ……0カ所
○デイケア ……0カ所
精神神経科診療所 ……0カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 451人

湖北福祉圏域

精神科病院 ……2カ所
○デイケア ……1カ所
精神神経科診療所 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 1,430人

湖東福祉圏域

精神科病院 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神神経科診療所 ……3カ所
○デイケア ……1カ所
精神保健福祉手帳 1,617人

大津福祉圏域

精神科病院 ……5カ所
○デイケア ……2カ所
精神神経科診療所 ……7カ所
○デイケア ……2カ所
精神保健福祉手帳 3,647人

湖南福祉圏域

精神科病院 ……2カ所
○デイケア ……2カ所
精神神経科診療所 ……8カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 2,941人

東近江福祉圏域

精神科病院 ……2カ所
○デイケア ……1カ所
精神神経科診療所 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 2,085人

甲賀福祉圏域

精神科病院 ……1カ所
○デイケア ……1カ所
精神神経科診療所 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 1,228人

★7福祉圏域の合計(全県)

●精神科病院 ……12カ所
●精神神経科診療所 ……21カ所
○デイケア ……10カ所

取組内容

【人材育成の取り組み】

- ・ 県内推進チーム会議の設置・中核的人材育成研修の開催

基本情報

障害保健福祉圏域数 (R5年4月時点)	7	カ所
市町村数 (R5年4月時点)	19	市町村
人口 (R5年4月時点)	1,405,299	人
精神科病院の数 (R5年4月時点)	12	病院
精神科病床数 (R4年4月時点)	2,271	床
入院精神障害者数 (R4年6月時点)	合計	1,820 人
	3か月未満 (％：構成割合)	464 人 25.5 %
	3か月以上1年未満 (％：構成割合)	287 人 15.8 %
	1年以上 (％：構成割合)	1,069 人 58.7 %
	うち65歳未満	306 人
	うち65歳以上	763 人
退院率 (R元年実績)	入院後3か月時点	70.8 %
	入院後6か月時点	85.4 %
	入院後1年時点	91.1 %
相談支援事業所数 (R5年4月時点)	基幹相談支援センター数	7 カ所
	一般相談支援事業所数	24 カ所
	特定相談支援事業所数	152 カ所
保健所数 (R4年4月時点)	7	カ所
(自立支援)協議会の開催頻度 (R5年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	12 回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R4年4月時点)	都道府県	有 1 カ所
	障害保健福祉圏域	有 7 / 7 カ所/障害圏域数
	市町村	有 5 / 19 カ所/市町村数

4 障害者プランと保健医療計画について

滋賀県障害者プラン2021

(第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)

滋賀県が目指す共生社会

基本理念 (施策に取り組む基本的な姿勢)

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～

「人」と「まち」を起点に考える

基本目標 (プラン全体が目指す目標)

「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」

「その人らしく」「いつでも」「誰でも」「どこでも」「みんなで行きあう」の5つの視点から施策を進める

※「いつでも」には災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時を含む



施策の領域とあるべき姿 (各取組を位置付ける枠組み)

- 基本目標の実現に向け、基本的な施策の方向性を示すために、「①共生社会づくり」、「②ともに暮らす」、「③ともに育ち・学ぶ」、「④ともに働く」、「⑤ともに活動する」の5つの施策領域を設定し、施策領域ごとに障害のある人の生活や支援のあるべき姿を描きます。

(2) 障害特性等に応じた支援の充実のために

④ 精神障害のある人への支援の充実（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）

(ア) 精神障害に対する正しい理解の促進

- ・精神疾患や精神障害に関する正しい知識や情報を講演会等により県民に提供し、理解を深めることにより、精神疾患の早期発見、早期治療を促すとともに、精神障害のある人が住み慣れた地域で、本人の望む生活ができるよう支援します。

(イ) 医療、保健、福祉の連携による包括的な支援体制の充実

- ・精神疾患の治療中断者や自らの意思では受診困難な精神障害のある人が必要な医療や支援を受けながら地域で生活していけるよう、包括的な支援体制の充実に取り組みます。
- ・福祉圏域において、医療、保健、福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、精神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための支援を推進します。

(ウ) 精神障害のある人が利用する障害福祉サービス等の確保

- ・長期入院患者等が退院後、身近な地域で安心して生活ができるよう、グループホームなど地域の住まいの場や日中活動の場の確保に取り組みます。
- ・入院後、早期から退院に向けての環境調整や福祉サービスの紹介ができる体制づくりを進めるとともに、通院や通所が不安定な人への訪問支援を促進し、精神障害のある人の地域での生活を支援する取り組みを促進します。
- ・精神疾患の治療中断者や自らの意思では受診困難な精神障害のある人が、必要な医療を受けながら地域で生活していけるよう、包括的な支援体制の充実に取り組みます。

(エ) 相談支援体制の充実

- ・県民が精神的不調を感じた時に相談できる窓口を明確にし、周知を行うとともに、訪問や面談等によるきめ細やかな支援の提供と、市町と相談支援事業所等関係機関の連携支援により、安心して相談できる体制の充実を図ります。
- ・各福祉圏域に配置されている相談支援アドバイザーと保健所が連携し、地域のネットワークを構築することにより、対応困難事例や圏域外調整を必要とする場合に対応できる相談支援体制を整備します。

(オ) 多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築

- ・多様な精神疾患ごとに病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を推進し、保健所や市町、地域の支援機関との重層的な連携による支援体制の構築を推進します。
- ・精神保健福祉センターは、地域の関係機関への技術協力や人材育成のための教育研修等を行い、相談支援体制の充実に努めます。
- ・精神障害のある人が、住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるようにするために、多様な精神疾患等に応じた質の高い精神科医療を提供できる体制の構築を推進します。
- ・依存症については、切れ目ない支援が必要であることから、相談拠点を設置し関係機関との連携構築を行うとともに、各専門医療機関の連携のための治療拠点を選定し、支援の充実や医療機関間の連携による早期介入、発症後の生活支援の強化などにより、連携体制の構築を推進します。
- ・市町を中心とした介護保険等高齢者施策との連携や、高齢者の地域移行の促進、地域生活支援の強化等を図ることにより、高齢の精神障害がある人の支援の充実に努めます。

(カ) 支援人材の養成

- ・保健所や市町の担当者、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事者を対象とした体系的な研修等を行うことにより、支援の質の向上を図ります。

(キ) 家族会、自助グループ等への支援およびピアサポーターの活用

- ・精神障害者患者家族会等の家族会や依存症等の回復のための自助グループその他関係団体と連携するとともに、その活動を支援することにより、各団体の活性化を図ります。
- ・長期入院患者の退院の意欲喚起としての病院訪問や支援者研修会における講演など、当事者の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を推進します。

《成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》

項目	令和元年度実績	令和5年度目標	備考
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	—	316日	新規項目
精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	808人	749人	—
精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	358人	292人	—
精神科入院後3か月時点の退院率	72% (H29年度実績)	73%	—
精神科入院後6か月時点の退院率	88% (H29年度実績)	89%	—
精神科入院後1年時点の退院率	93% (H29年度実績)	94%	—

《活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》

○精神障害のある人が利用するサービス量の見込み【新規項目】

種類	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量	備考
地域移行支援	15人	16人	18人	新規項目 ※市町計画の積み上げ
地域定着支援	15人	17人	20人	
共同生活援助	193人	211人	228人	
自立生活援助	14人	17人	20人	

5 滋賀県の精神保健医療福祉施策と関連機関

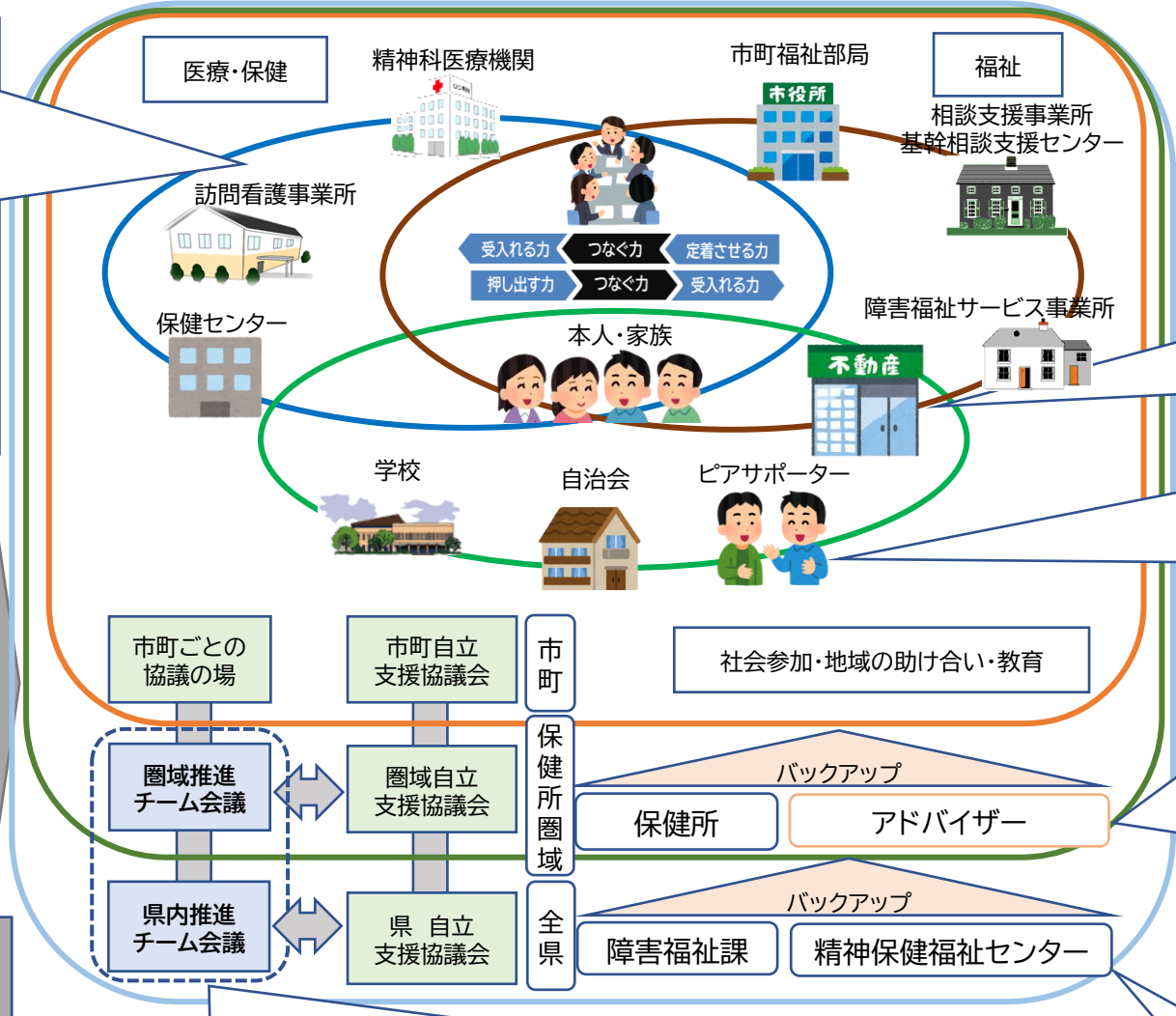
滋賀における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る取組の全体像

目的 精神障害者が**住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができる**よう、医療・保健・福祉等の**関係機関の連携**の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の**医療機関の受入れ**と、**退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑**に行われ、地域移行後の**日常生活が安定して送れる**ための**支援体制を構築**する。

- (オ)多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築
- 児童・思春期
 - 発達障害
 - 依存症
 - PTSD
 - 高次脳機能障害
 - 精神科救急医療システム
 - 退院後支援計画策定推進
 - 災害精神医療
 - 医療観察法
 - ひきこもり
 - 自殺対策
- ※○疾患 ●対策

- 疾患・対策ごとの協議の場
- 発達障害者支援地域協議会
 - 依存症対策連絡協議会
 - 高次脳機能障害対策推進会議
 - 精神科救急システム調整会議
 - 自殺対策連絡協議会
- 滋賀県精神保健福祉審議会

精神保健福祉法第9条
・精神保健福祉に関する事項を調査審議させるため設置



(ア)精神障害に対する正しい理解の促進

- ・各種啓発週間の取組
- ・ゲートキーパー養成研修
- ・こころの健康フェスタ

(ウ)精神障害のある人が利用する障害福祉サービス等の確保

- ・不動産屋、家主等への啓発
- ・グループホーム等の県営住宅活用
- ・就労支援

(キ)家族会、自助グループ等への支援およびピアサポーターの活用

- ・地域住民との交流事業
- ・ピアサポーター活用事業
- ・断酒同友会、連絡会、ダルク自死遺族の会等の連携支援
- ・家族会への支援

(エ)相談支援体制の充実

- ・相談支援体制整備事業
- 各圏域にアドバイザーを配置し、圏域の体制づくりや困難事例等への助言等
- ・保健所を核とした体制整備

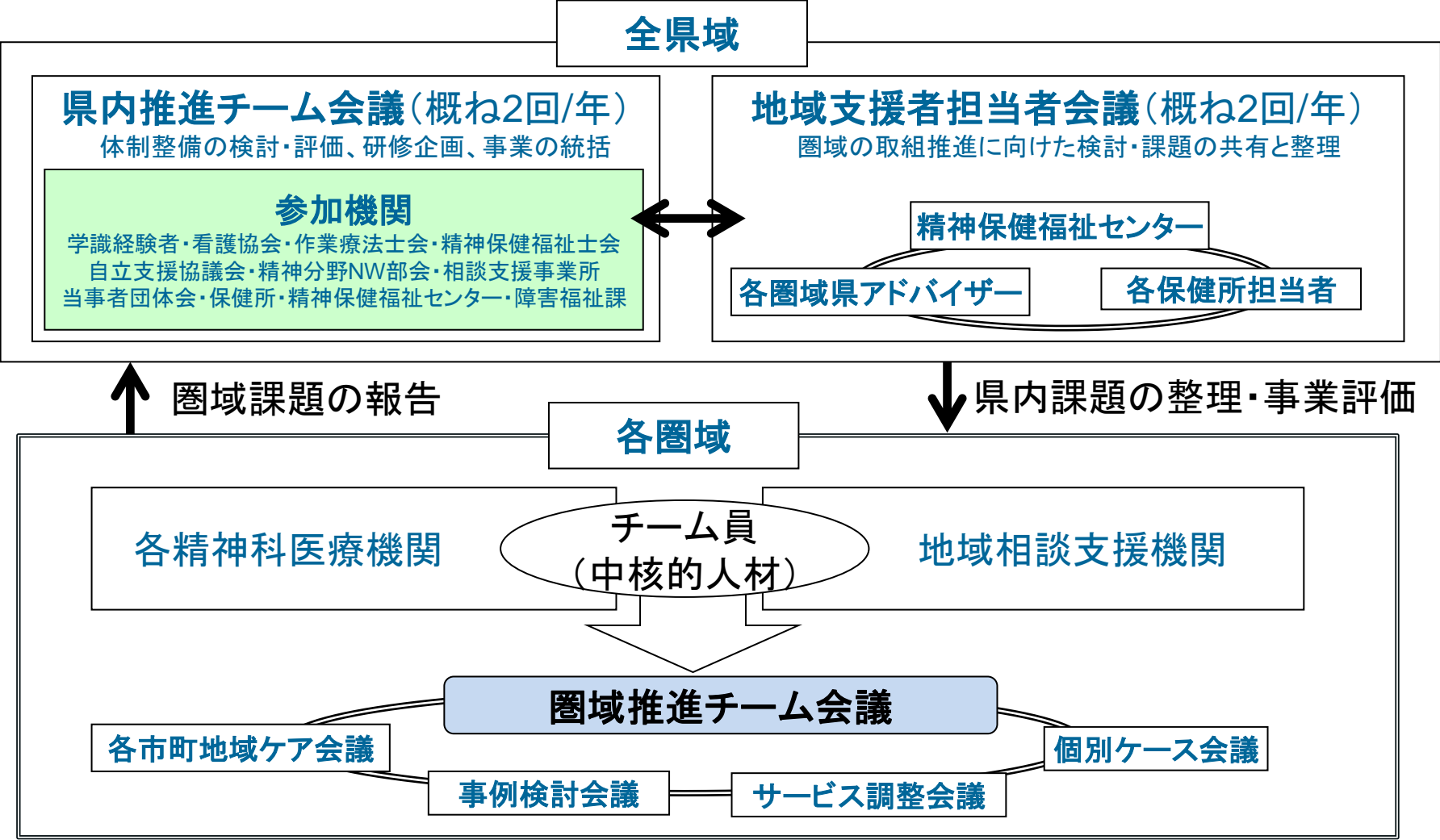
(カ)支援人材の養成

- ・基礎研修、スキルアップ研修
- ・中核の人材育成事業研修
- ・各分野専門研修

(イ)医療、保健、福祉の連携による包括的な支援体制の充実

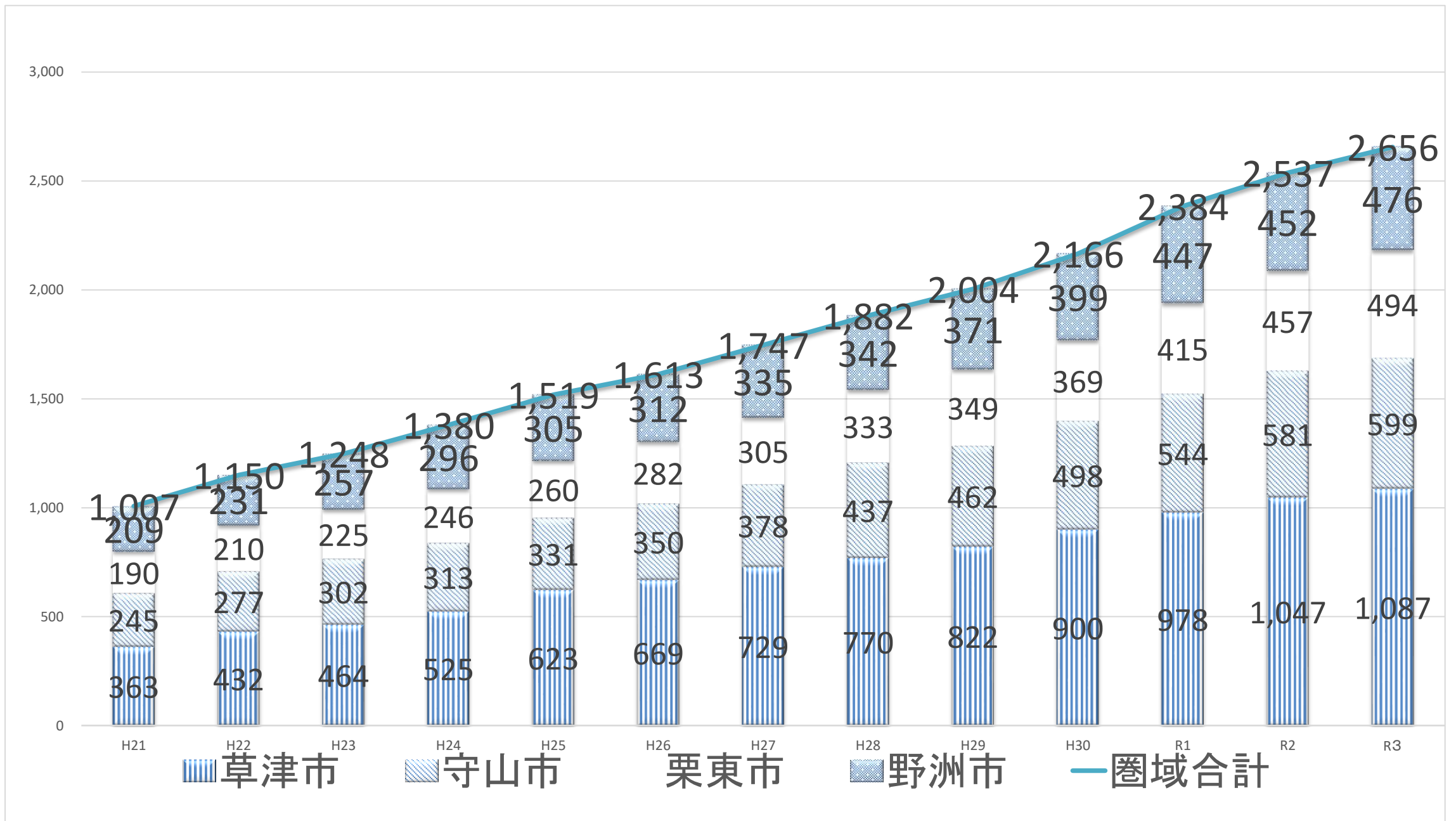
- ・滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム（中核的人材）事業
- 圏域推進チーム会議、県内推進チーム会議を開催し包括的な支援体制の推進

滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム関連会議



6 湖南圏域における精神障害者の状況について

湖南圏域における精神保健福祉手帳交付者数



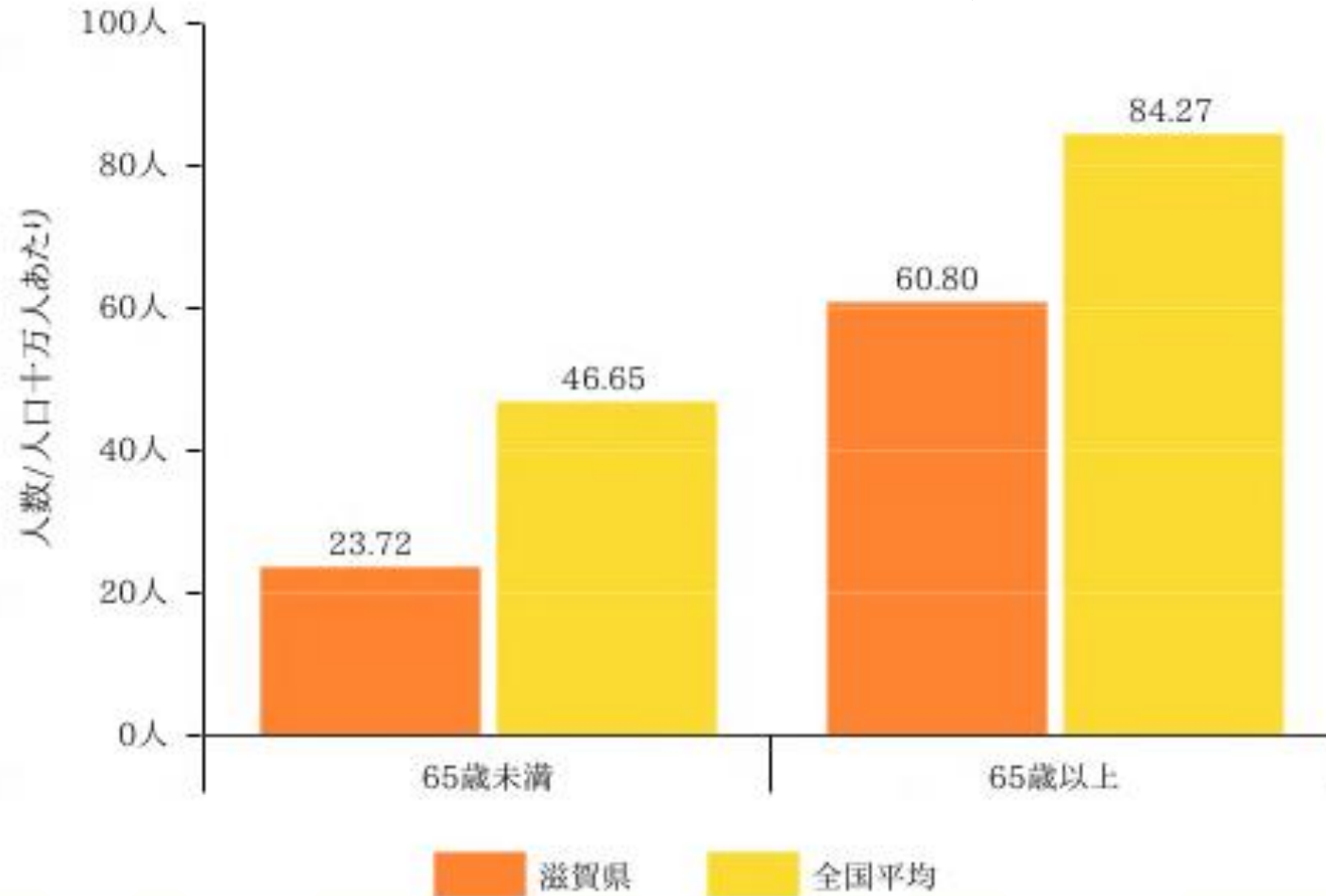
長期入院患者の状況①

滋賀県の長期入院者数

2019	1152人
2021	1123人

(6月30日時点)

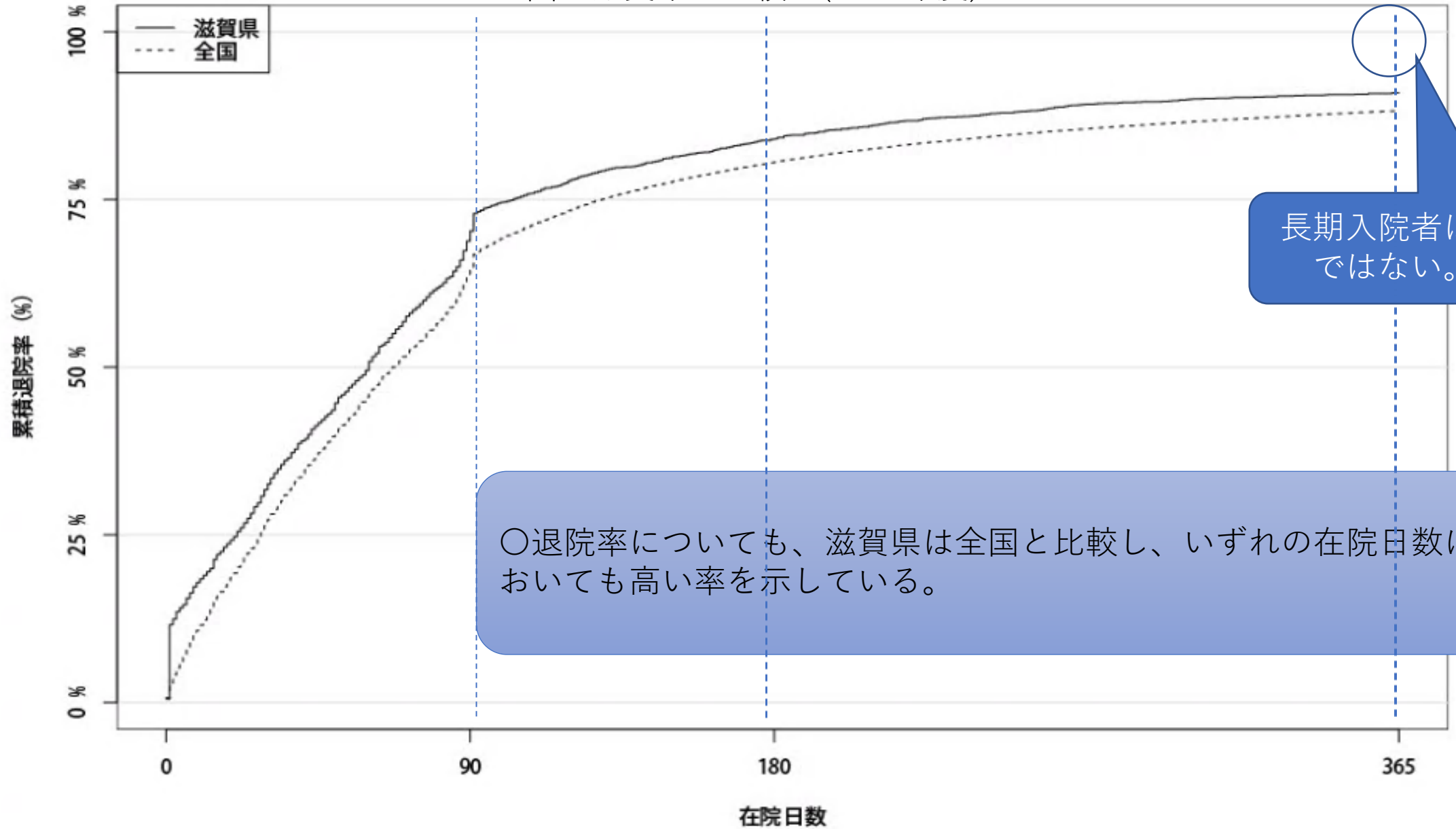
人口10万人あたりの精神科病院入院患者の人数：全国と滋賀県の比較
(2020年630調査に基づく)



○人口10万人あたりの長期入院者数は、滋賀県は全国と比較して少ない。
長期入院患者：1年以上継続して入院している患者

出典：地域精神保健福祉資源データベース

全国と滋賀県の比較 (2018年度)



長期入院者は0
ではない。

○退院率についても、滋賀県は全国と比較し、いずれの在院日数においても高い率を示している。

長期入院者数(住所地ベース)

草津市

病院住所	人数	10万人あたり
管内	4	
管外かつ県内	67	
県外	5	
	76	55.9

守山市

病院住所		10万人あたり
管内	10	
管外かつ管内	35	
県外	6	
	51	60.3

栗東市

病院住所		10万人あたり
管内	2	
管外かつ県内	22	
県外	1	
	25	35.5

野洲市

病院住所		10万人あたり
管内	11	
管外かつ県内	24	
県外	2	
	37	72.6

※認知症等の器質性精神疾患(F 0)は除く。2021年630調査をもとに算出

○ 住所地ベースで見ると、長期入院者のおよそ8割が圏域外、1割弱が県外の医療機関に入院している。

医療保護入院定期病状報告に基づく管内精神科病院の長期入院者の状況①

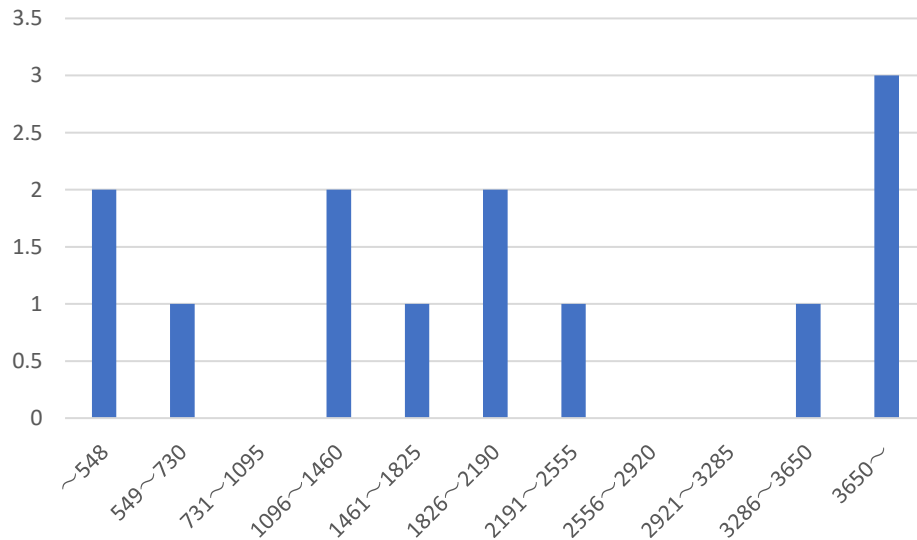
説明

- ・医療保護入院定期病状報告：精神科病院の管理者は医療保護入院をさせた患者の内、入院期間が1年を超える場合は知事に報告することが必要。
- ・定期病状報告の内、湖南4市の住民を抽出。
- ・令和5年5月時点、草津保健所調べ

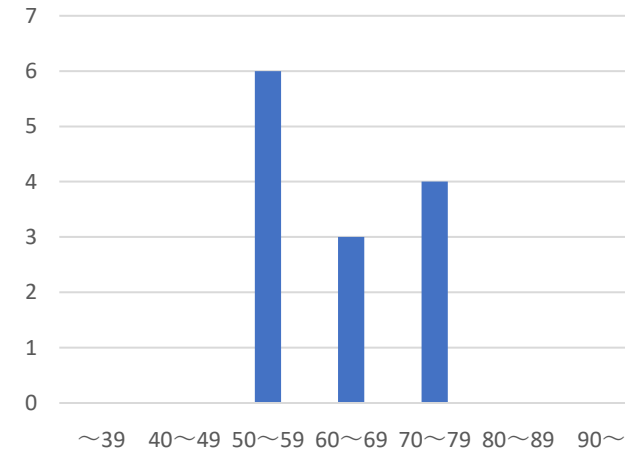
1. 患者数

	患者数
湖南圏域の住民	13

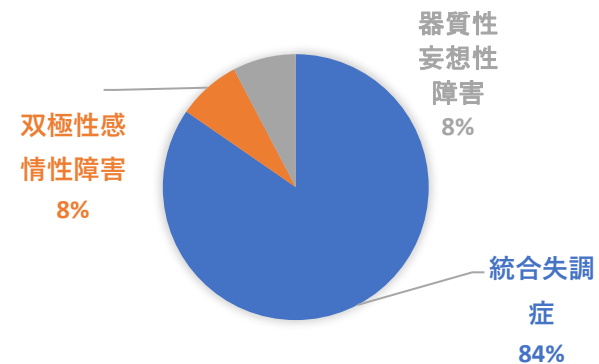
3. 入院日数別患者数



2. 年代別患者数

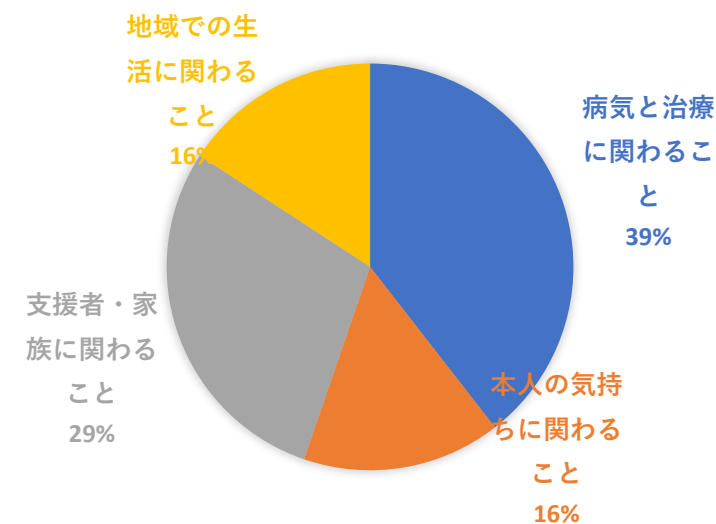


4. 疾患別患者割合



5. 13例において退院を阻害する要因

大項目	小項目	該当件数(重複あり)	
病気と治療に関わること	1. 病状は落ち着いているが、不安定	4	15
	2. 病識がなく通院服薬の中断が予測される	10	
	3. 反社会的行動が予測される	1	
本人の気持ちに関わること	4. 退院意欲が乏しい	2	6
	5. 現実認識が乏しい	4	
	6. 退院による環境変化への不安が強い	0	
支援者・家族に関わること	7. 援助者との対人関係がもてない	1	11
	8. 家族がいない、本人をサポートする機能が実質ない	7	
	9. 家族から退院に反対がある	1	
	10. 住所地と入院先の距離があり支援体制をとりにくい	1	
	11. 退院に向けてサポートする人的資源が乏しい	0	
	12. 退院後サポート・マネジメントする人的資源が乏しい	1	
地域での生活に関わること	13. 家事（食事、洗濯、金銭管理など）ができない	4	6
	14. 住まいの確保ができない	2	
	15. 生活費の確保ができない	0	
	16. 日常生活を支える制度がない	0	



- 特に、症状の改善が乏しい統合失調症者が多いことがわかる。
- 小項目8が高い値を示していることから、長引く入院期間により、家族の役割関係が変化していることや、家族機能の低下が推測でき、そのことによって退院が困難となっている状況が考えられる。

精神科病院からの声

・長期入院者は減ってきているが、現在でも長期入院者はいる。

・家族の拒否が強く帰れない事例がある。

・住宅費用の捻出ができず、退院できない事例がある。

・短期間で入退院を繰り返しており、実質的に長期入院となっている患者もいる

・以前と比べ、薬物治療が発展しており、現在の新規入院者はほぼ1年以内で退院している。

・長期入院者の多くが中年以降の患者で症状の改善が乏しい難治性の統合失調症者

・入院期間が長引くにつれ、家族との関係の変化があり、疎遠になってくる。

・現在のサービスで対応できない人が残っている。精神に対応できる看護小規模多機能施設があるとよい。

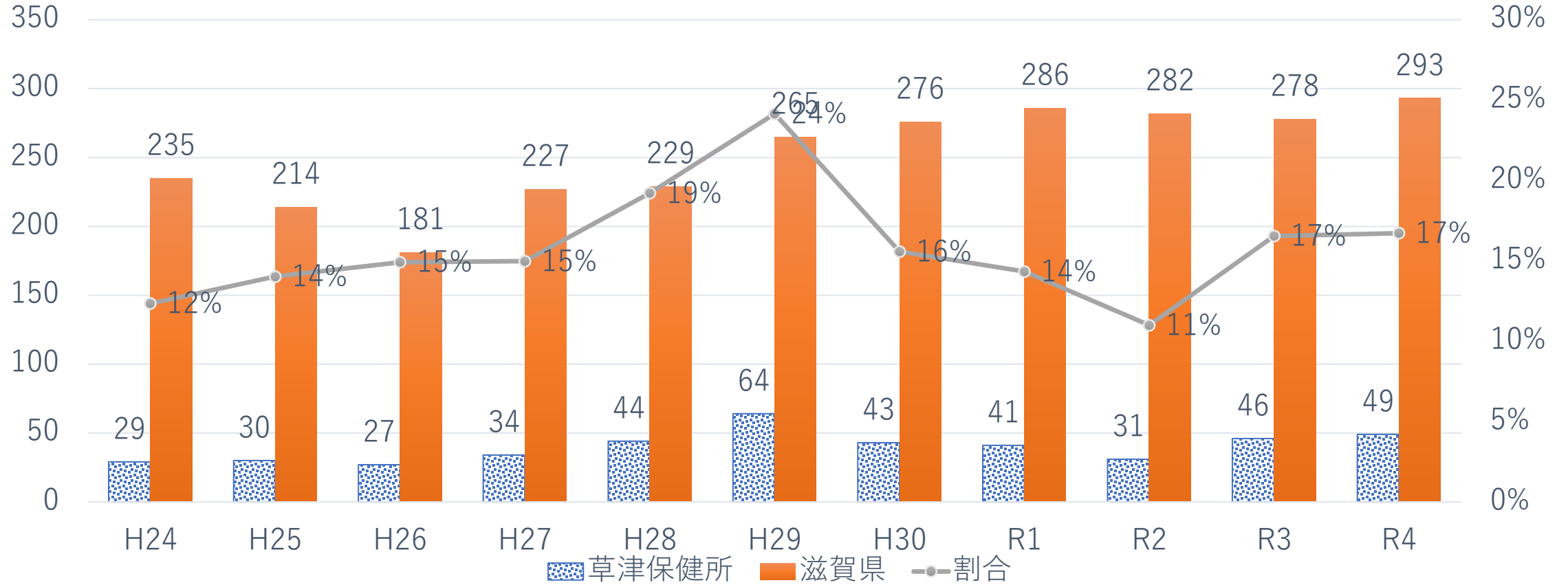
○ 長期入院者の状況⑤-②の退院阻害要因と同様、難治性の統合失調症例や家族の退院拒否が多いことがわかる。

○ 長期入院患者は依然いるものの、減少傾向にはあり、既存のサービスで退院可能な患者はある程度退院につなげることができていることが推測できる。

○ 一方、患者側の要因や家族の役割関係の変化等の要因により退院が困難な患者がおり、退院支援の困難さが推測できる。

措置入院者の状況①

警察官通報数の推移(草津保健所調べ)



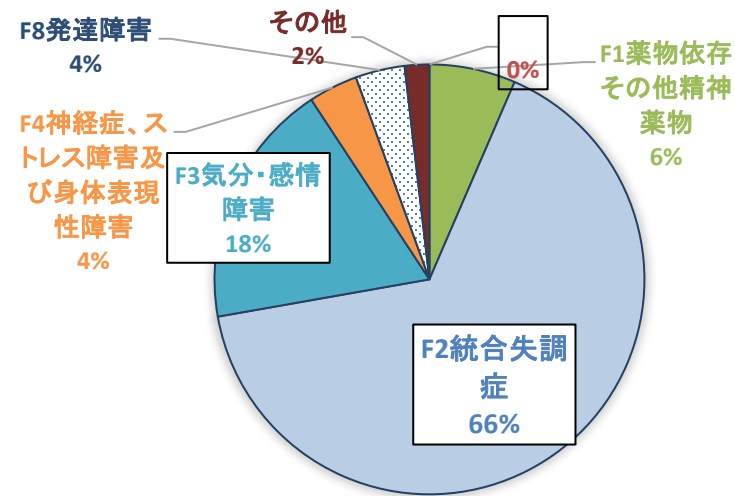
○ 県全体では増加傾向にあるが、湖南圏域では近年は年40～50件程度で推移。

措置入院者の状況②

累計措置入院者の年代別患者数と疾患別患者数(平成26年～令和4年までの)(草津保健所調べ)

年齢	男	女	総計	割合
～20	1	4	5	5%
20-24	4	5	9	8%
25-29	2	0	2	2%
30-34	7	4	11	10%
35-39	8	6	14	13%
40-44	5	9	14	13%
45-49	13	7	20	18%
50-54	9	10	19	17%
55-59	3	3	6	5%
60-64	3	0	3	3%
65-69	1	0	1	1%
70-74	0	0	0	0%
75-79	1	0	1	1%
80-84	1	1	2	2%
85-89	2	1	3	3%
90-94	0	0	0	0%
95-99	1	0	1	1%
総計	61	50	111	100%

疾患コード別分類(認知症等の器質性は除く)	累計
F1薬物依存その他精神薬物	7
F2統合失調症	71
F3気分・感情障害	20
F4神経症、ストレス障害及び身体表現性障害	4
F8発達障害	4
その他	2
総計	108

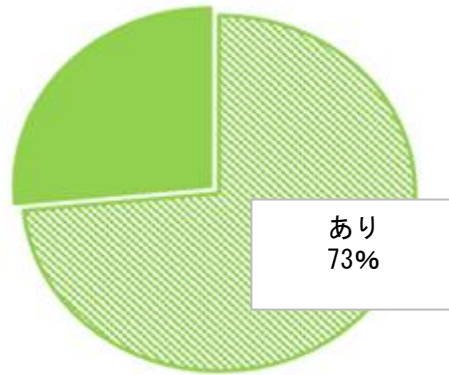


- 措置入院者のおよそ6.5割は統合失調症※の診断を受けている。
- 措置入院者のおよそ2割はうつ病等の気分・感情障害の診断を受けている。

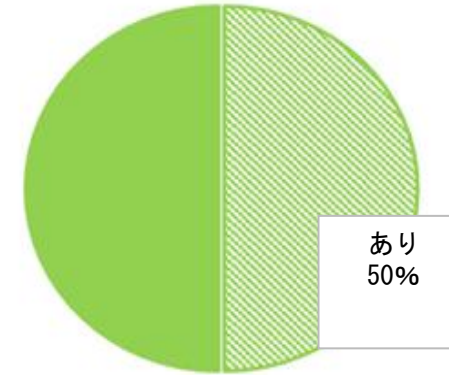
措置入院者の状況③

統合失調症による措置入院者における受療中断、重複診断の状況(平成26年～令和3年)(草津保健所調べ)

医療中断・服薬中断(H26～R3)



重複診断(H26～R3)



知的障害
発達障害
等

診断ではないが、
虐待歴エピソードを有する事例
もある

服薬中断		総計	H26～H29	H30～R3
統合失調症		64	28	36
	あり	47	24	23
	なし	15	4	11
服薬中断割合		73%	86%	64%

○措置入院となった統合失調症例のうち、7割以上が受診・服薬中断をしている。

○また、半数が知的障害、発達障害等の重複診断を受けており、また虐待歴を有する事例もあることから、疾患の背景には、障害等による生活の困難さがある。

(参考) 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数



- 長期入院者について滋賀県は全国と比較して少なく、減少傾向にある。また、退院率、地域での平均生活日数についても全国と比較し、高い状況であるが、依然長期入院患者がいる。
- 措置入院者となった統合失調症患者の内、受療中断をしているケースが3/4を占めており、また半数が単に疾病だけでなく知的障害、発達障害等の重複診断を受けている。(被虐待歴のある事例もある)

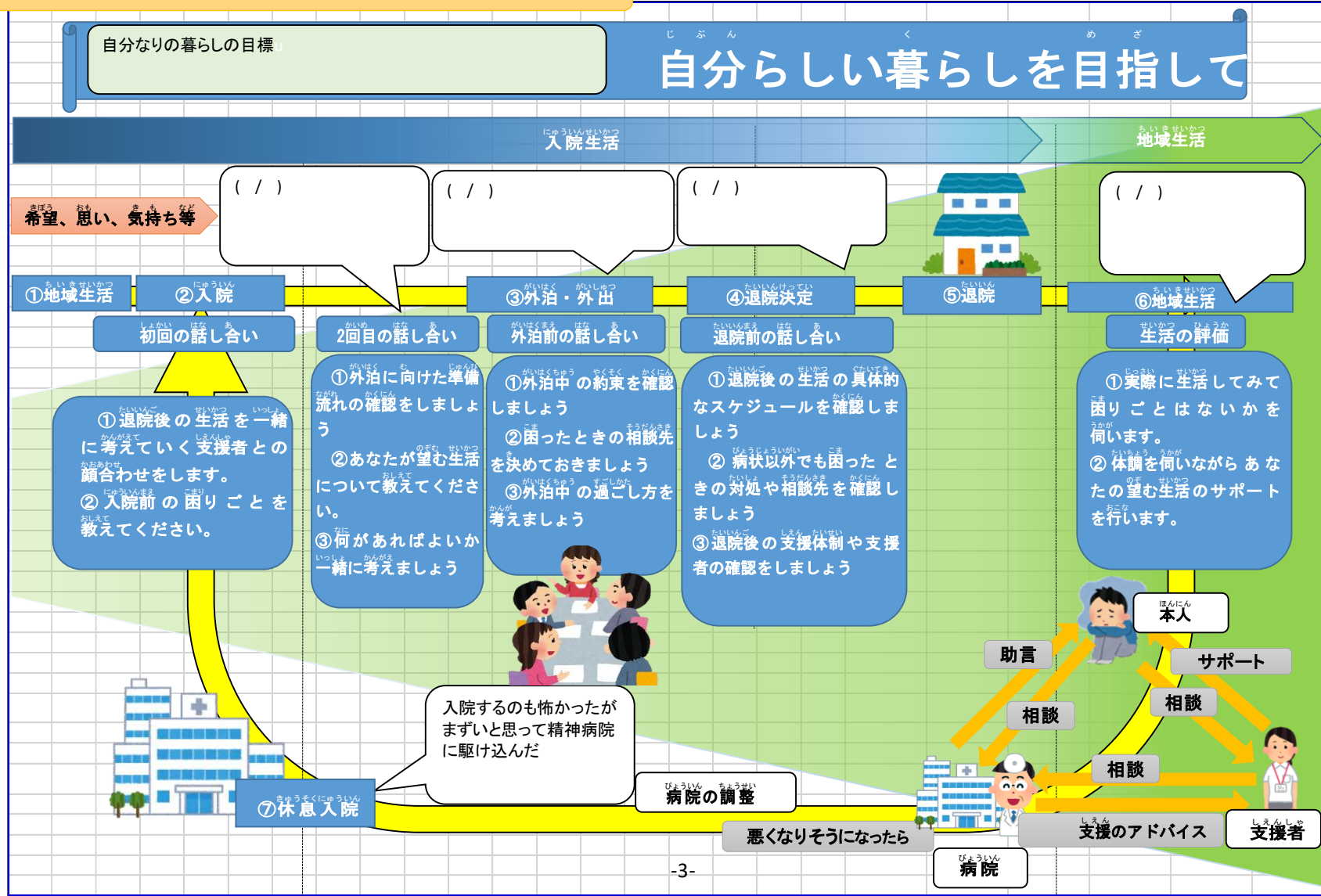


- ・ 退院可能な長期入院患者の退院支援をすすめる。
- ・ 患者が疾患や自分自身とうまく付き合いながら、自分らしい生活を送れるよう支援していくことが必要。

今後の取組の方向性(対応)

- ① 長期入院者を取り巻く課題の検討や、地域移行に向けた検討
- ★② 現在の仕組みの中で対応に困っている服薬受診中断事例や入退院を繰り返している事例の検討
- ③ ひきこもり・依存症等の複雑困難な事例の検討。
- ★④ 連携を深めるための安心ロードの活用、評価、見直しを行う。
- ⑤ 支援者スキルアップに向けた従事者研修会の企画検討を行う。

精神科病院と地域の連携イメージ



○湖南圏域における、病院と地域の連携を充実するための地連パス。

○精神医療につながった後も受診中断再入院を繰り返すケース等があることから、連携充実を目的に、在宅支援部会で作成。

○安心ロードを踏まえて、個別ケース支援の振り返りを行い、広域NWの充実につなげる。

湖南圏域精神保健従事者研修会

平成30年度

講演：「子ども・若者の「死にたい」というメッセージをどう受け止め、関わるか」
講師：さきお英子 子ども心のクリニック 児童精神科医 竹内伸氏

平成31年度、令和2年度はコロナ対応のため開催なし

令和3年度

講演：「自傷行為を繰り返す人 ～その背景と対応について～」
講師：滋賀県立精神医療センター
心療内科副部長（兼救急科副部長） 桐山正成氏

令和4年度

講演①：「精神疾患の理解」

講師：湖南病院

副院長 柴崎守和医師

講演②：「精神疾患、精神障がいの特徴と支援方法の理解」（14：35～ 40分）

講師：精神医療センター 地域生活支援部訪問看護係係長 大島由里子看護師

令和5年度 湖南圏域医の精神保健医療福祉に対応した包括ケアシステム

【目指す姿】 精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が本人の望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる(滋賀県保健医療計画)

住民の理解促進

関係機関の連携充実

人材育成

生活を支えるサービスの充実

医療提供体制の充実

保健所

市

湖南圏域精神保健医療福祉に対応した
地域包括ケアシステム推進協議会
(旧在宅支援部会)

課題の
共有

湖南圏域精神保健医療福祉チーム会議

管内精神保健福祉
担当者会議

課題の共
有・抽出

重層的支援体制整備事業にお
ける市域プラットフォーム

風・市定例会議

各市自立支援協議会

ケース会議
住民の暮らし

<目的>精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム構築を推進するためネットワークを構築する

<内容>

- ・医療機関と地域(精神保健および障害福祉)の連携体制の充実に関する事
- ・精神医療の提供体制に関する事
- ・地域精神保健福祉の相談体制およびサービス確保に関する事 等

<目的>関係機関の連携のもと、医療、保健、福祉等がチーム連携を行い地域課題を検討することを通し、関係機関の広域的なネットワークを充実させる。

<内容>

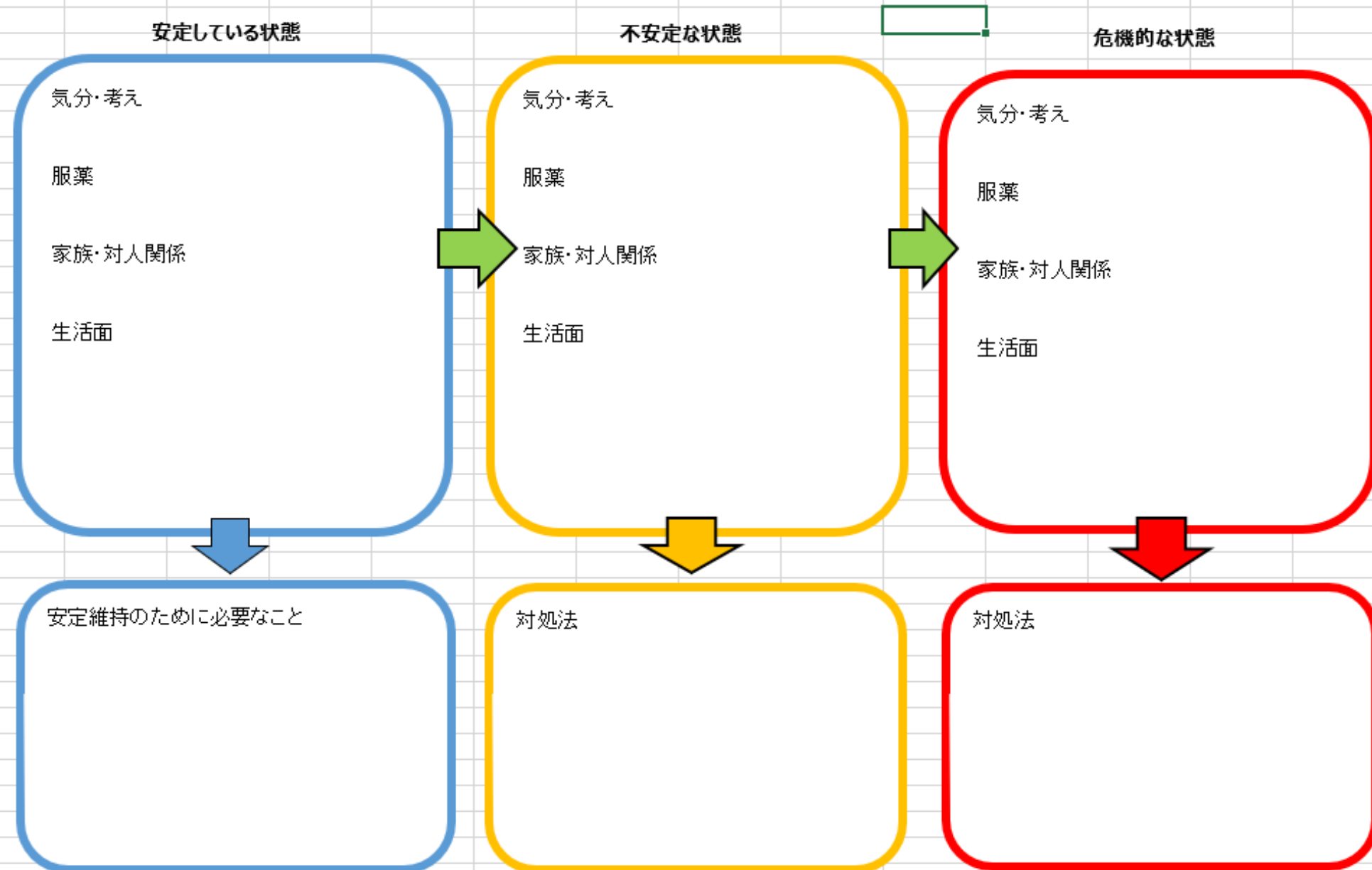
- ・事例検討を通し、課題の検討
- ・長期入院患者の退院支援事例の選定、推進
- ・従事者研修会の企画実施

年間スケジュール

	5月	7月	9月	10月～11月	12月～1月	2月
地域包括ケア推進協議会 (旧：在宅支援部会)					<内容>案 ○入院患者退院支援 ○長期入院者地域移行 ○改正福祉法について ○包括ケアに向けた課題共有 (事例検討から抽出した課題) ○従事者研修結果について	
湖南圏域精神保健医療福祉チーム会議		<内容> ○入院患者等の状況、取組の方向性について共有 ○事例検討(医療機関から提供) ○相談支援体制について検討 ○従事者研修会について		<内容>案 ○事例検討(受療中断事例など地域で対応が困っている事例について) ○湖南太郎さん安心ロードの評価		<内容>案 ○従事者研修評価 ○事例検討 ○次年度に向けて
従事者研修会			9月～10月頃研修会開催 テーマ：クライスプランを活用した地域連携について(案) 場所：草津保健所 医療機関での実践、地域での活用、GW		12月頃 アディクション事例検討会兼研修会 (詳細未定)	
精神保健福祉行政担当者会議	<内容> ○精神保健福祉法改正に関する こと ○相談支援体制上の課題			状況みて随時開催		

← --- →
安心ロードの活用状況の調査

状況みて随時開催



事例を振り返り支援者が共有したこと

○ 親子関係、成育歴や発達特性をとらまえ、本人が感じている世界を理解しようとすることが大切。

○退院後支援のニーズに関するアセスメント(様式1)

○退院後支援のニーズに関する総合アセスメント(様式2)

○ 地域支援者が病棟を訪問することで、本人と医療者との安定した関係性の中で、地域支援者とも関係を構築することができる。また、本人や病棟看護師、精神保健福祉士等と支援方針(計画)を共有しながら支援をすることができる。

○ クライシスプランを活用することで、退院以降の地域生活においても一貫した支援ができ、ひいては、患者自身が病気と付き合いながら生活する力をつけることにつなげることができる。

○病状が悪化した時の対処方針(様式4)

○クライシスプラン様式

事例からみえる個別支援における連携イメージ

湖南地域

病院

その人なりの気づき・成長のタイミングはいつかわからない
この間は何度も行き来していい(措置入院は除く)

自宅、施設



安心
ロード

○本人なりに自己を振り返る

湖南地域に
暮らす患者

○自分の状態を自覚し必要な時に人に頼る

自己理解

- 退院後支援のニーズに関するアセスメント(様式1)
- 退院後支援のニーズに関する総合アセスメント(様式2)

- 病状が悪化した時の対処方針(様式4)
- クライシスプラン様式

本人理解

- 医療、休息できる環境を提供
- 患者が自己を振り返ることを通し気づきを促す

湖南地域に
暮らす患者
を支える人

- 患者が自分の体調と付き合いながら生活していくことをサポート

まとめ

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアと聞くと、精神障害に対して何か特別な対応をしないといけないのでは、という印象を抱くが、そうではなく、障害者の生活を支える仕組みを構築していく中で精神障害者も含めた仕組みにしていく発想で取り組んでいる。

○ 湖南圏域では特に、湖南太郎安心ロードを活用し、病院と地域の広域NWを充実させる取組に力を入れている。事例を踏まえた支援の振り返りを通し、支援者のスキルアップや、課題の共有を行っている。